

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ
インドネシア国 ジャカルタ大都市圏
空港整備計画プロジェクト
ドラフトファイナルレポート

日時 平成24年1月30日（月）14：01～17：29

場所 JICA本部 111会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称省略）

石田 健一 東京大学大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野 助教
作本 直行 日本貿易振興機構 海外調査部・総務部兼務 主査・環境社会配慮審査役
日比 保史 コンサベーション・インターナショナル 代表
松本 悟 特定非営利活動法人メコン・ウォッチ 顧問

JICA

〈事業主管部〉

梅永 哲 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第三課 課長
宮本 義弘 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第三課
上田 博之 経済基盤開発部 国際協力専門員

〈事務局〉

青木 英剛 審査部 環境社会配慮審査課
平 祐朗 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

上原 政明 日本工営株式会社 コンサルタント海外事業本部 開発事業部
都市・物流部 港湾・空港グループ 専門部長
山崎 典和 国際航業株式会社 国際協力事業部 都市マネジメント部

午後2時01分 開会

○青木 お待たせいたしました。今のところ福田委員、それから日比委員からご連絡をちょうだいしていない段階ですけれども、時間を1分過ぎてしまいましたので、ワーキンググループを開催いたします。

本日は、インドネシアジャカルタ大都市圏空港整備計画開発計画調査型技術協力のドラフトファイナルレポートのワーキンググループということで、委員の方にはお集まりをいただいております。

そうしましたら、まずは主査なんですけれども、石田委員はもう既に4回やってくださっていて、作本先生は何回ぐらい。

○作本委員 連続して。

○青木 前回やってくださったんですか。恐らく今後の、さっきちょっとお話を聞いたところでは、石田委員のこの後のスケジュールからすると、メールにアクセスして助言を編纂してというのが難しそうなんです。

○作本委員 これはいつ確定なんですか。

○青木 これも申しわけありません、スケジュールが厳しいんですが、2月6日の来週の月曜日で。

○作本委員 2月6日は、僕はちょっと会議に遅れそうなんです。それで、一つ報告するのを時間をずらしてもらって、6日の日には報告するという事になっているんですけども、できればちょっと。他のときだったらまたやりますけれども。

○石田委員 私、1日の夜から通常業務に戻るんですが、それだと間に合わないですか。1日水曜日の夜から通常業務に戻ります。

○青木 事前に全体会合向け委員の方に送付する想定で、2月3日金曜日の午前中ぐらいに最終版をとら思っております。

○石田委員 どなたがやるにしても、今日、これをかなりここで詰めておいて、あと誤字脱字か、その並びかえぐらいまでにして。それを1度やったことありますよね。谷本先生がやったときに、それでかなり彼はきちきちに詰めて、そういうふうにやれば、この短時間でも、どなたが議長になっても可能かとは思いますが。別にそれでいいのでというのなら私がやっても構いませんけれども。ただ、1日以降となると、JICAもご不安に思われるでしょうから。

○青木 作本委員はもう一つの案件で6日に。

○作本委員 ええ、6日に報告するんですけれども、その時間帯を、ちょっと私、遅刻しますので、ずらしてもらっている状態なんです。ですから、それからさらに2件もずらすと、会場で混乱が起こるんじゃないかと。

○石田委員 作本先生の次には、今日はどなたが候補なんですか。

○青木 松本委員は実は今日初めてなんです、ワーキンググループが。なので、さすがに今日、主査お願いしますというわけには。

○石田委員 じゃ、主査は福田委員か日比委員なんですか。

○青木 どうでしょう、待ちますか。今のところ連絡はありません。

○石田委員 今日、コメントは幾つあるの。44だから、そんなに。重なっているのは。

○作本委員 もとの資料が相当分厚いんですね。プリントアウトするだけで大変ですよ。

○石田委員 私もいただいてびっくりしました。

○作本委員 調整が。確認が。

○松本委員 もし、当日の都合が悪いだけであれば、当日の報告を私がして、それまで全部作本さんにやっていただくというのであれば。あとは皆さんに。

○作本委員 質問も出ますよ。松本さん、慣れているから。

○松本委員 私、質問されるのには慣れていないんですよ。

○石田委員 あ、日比さんが来ました。

○青木 日比先生、すみません。今、主査を決める段階の作業をしております、石田先生がこの後、またメールにアクセスできないような場所に行かれるということと、作本先生が全体会合でかなり遅れていらっしゃるということなんですか。もし、差し支えなければ、日比先生にお願いできたらと思うんですが。今日の主査と、6日の全体会合というのを。

○日比委員 6日には私、欠席なんですけれども。

○石田委員 説明をだれかに頼む形で。

○青木 松本先生と石田先生は当日はいらっしゃる。

○石田委員 私はいます。だから、説明するのは全然構いません。

○作本委員 僕は遅刻するのは確かなんですけれども、じゃ、報告だけ先にさせていただくということで。

○石田委員 それを私がやってもよろしいですかね。

○松本委員 作本先生はいらっしゃるんですね。

○作本委員 6日は来るんだけれども、遅れてしまうんです。一つ僕のを遅らせてもらっている時間を、さらにということだから。

○青木 わかりました。じゃ、作本委員は既にもう一つ主査をされていますので、もしそうであっても、今、日比先生に主査をお願いしても。

○日比委員 わかりました。日程的には。

○青木 2月3日金曜日のお昼ぐらいまでに。

○日比委員 今週ですよ。

○石田委員 日比さんが来られる前に話したのは、1度、谷本さんがここでやったのは、この場でかなり文案を煮詰めて、誤字脱字と並びかえぐらいまでにまとめて、絞り込んでおくというやり方をすると、短時日でも可能だった。

○日比委員 明日から木曜までがないんですよ。ちょっと作業時間がとれないなというのが正直なところなんです。

○青木 私どもで決めてしまう話ではないので、もし作本先生、日比先生、今週の中で調整、今週の中で、もし多少なりとも……

○作本委員 コメントが今週の2日とか3日にもう一本入っているものですから、そちらのほうが。

○青木 いずれにしても、当日は石田先生に発表をお願いします。

○石田委員 それはやります。

○作本委員 じゃ、とりあえず進行役で、この間の文章まとめのところまで行くということでやりましょうか。文章確認の、あれで固めてしまうところまで。じゃ、進行役でやらせていただきます。

○青木 お願いします。

○作本主査 私もまだ不勉強で、以前の段階での議論がどういうふうになされたかというのをよく知りませんので、ご迷惑をかけるかと思えますけれども、よろしくをお願いします。

そういうことで、先ほどお話のとおり、ある程度これを今日は文案を固めるところまで持っていくということで、ご協力をお願いいたします。

今日取り上げるのはここで、もうご承知のとおり資料もお配りしていますけれども、インドネシアジャカルタ大都市圏空港整備計画策定プロジェクト、DFRということで、今日はそのワーキンググループに当たります。

それでは、時間の関係もありますから、直ちにコメント、質問の内容をまず説明してもらおうことにしたいと思います。最初に作本のが、何件か並んでいますけれども、もう既にご回答、対応いただいておりますけれども、簡単に説明します。

1番目の作本の質問は、現地の新聞などを読んだんですけれども、この今あるスカルノハッタ空港、これに対しての、空港設置に対する反対運動、そういうものがあつたという記事がちょっと見つからなかったんですけれども、実際にそういう反対があつたのかどうかということと、地上げ反対訴訟などによって土地の取得にめどが立たない状態とまで書いてありますが、そのような状態があつたのかどうか。

あと、用地選定への経緯といいますか、どのような議論があつてこういうところへ来たのかと。カラワンの候補地ですね。ちょっと簡単にご説明いただければという質問であります。

これ、ご説明が書いてあるので、これで読んだほうが早いのかな。買収の経緯その他が書いてあるんですが。

じゃ、すみません。現地での反対運動とかあつたんですか。スカルノハッタ空港を拡張しようとすることについての住民反対運動というのは、実際にあつたのかどうか、どのくらいの規模だったのか、ちょっと私も新聞で記事が見つからなかったので、教えていただければと思うんですけれども。

○上田 具体的にその反対運動、いろいろ問題が起こっているということは聞いていますけれども、組織的な反対運動、そういったものはどうでしょうか。

○山崎氏 組織的なデモとか新聞沙汰になるような、そういう反対運動は起こっていないんですけれども、ここはかなり以前から土地取得に関しまして、住民それぞれと補償委員会との間でかなり交渉が難航しているというのがありまして、それで、新聞沙汰にはなりませんけれども、かなり用地取得が困難な状況に陥っているということは事実であります。

○作本主査 ただ、これは訴訟まで起こっていると。地上げ運動とか訴訟などによって土地取得のめどが立たないというから、かなり社会からの反対が強かつたというふうには私はお見受けしたんですけれども、新聞に、インドネシアの新聞は今、かなり開けていますから、そのデータを押さえるということはないはずなんですけれども、そういう情報が載らないで、新聞に出ていないでもめていたという状態なんですね。

○山崎氏 空港の拡張について反対というわけではなくて、訴訟というのは土地の価格についての訴訟です。土地は非常に暴騰してしまつて、その不公平感が買われる側の住民

の間であったようで、農地と住宅地の価格が同じになったりすることがあったので、それを不満に思った住民が補償委員会を相手取って裁判を起したということだと聞いています。

○作本主査 実際、補償委員会をめぐる議論というか対立はあったというふうに、そこはもうよろしいですね。補償委員会における価格の対立があったという、そういうもめごとがあったということについては事実として確認してよろしいですか。

○山崎氏 はい、そうです。

○作本主査 わかりました。ありがとうございます。

2番目に入りますが、代替案なんですけれども、2ページ目になりますが、代替案の検討で、二つ目、作本なんですけれども、16から40ページで、生産林としての保護区があると。地域の同意が必要であること、あるいは周辺の村への水源地なので、水源確保の必要があるということを指摘されているけれども、対策としてどういうものがあるだろうかということですが、これから検討しますというようなことが書いてあります。これまでまだ十分調査されていないということで、こういう対応で結構だと思います。

次が、一番下にありますけれども、アセスの初期調査なんですけれども、これを既に20年前に行っていると。1990年ですから、今から数えて20年前。こういうようなときの社会状況と今とは随分違うというか、変化しているのではないかというような気がするんですけれども、ちょっとこの文章を読ませていただいたんですけれども、IEEを作成しましたら、希少な動物などは存在していなかった。今現在、改めてこれを行うという考え方はないでしょうか。20年ぐらいは、私、ちょっと古いと思うんですけれどもね。

○宮本 今回、そのIEE作成に関しては、20年前のものを参照しつつも現状の確認を行っておりますので、そういう意味では最新の状況に基づいてIEEを実施したというふうには考えています。

○作本主査 どういうことなんですか。IEEで、これは空港ですから当然アセスの対象になりますし、場合によっては戦略アセスの対象にもなり得る案件ですよ。そのときに、このIEEがかなり前で既に実施されているということで、手続はどういうことになるんですか。このIEEを引き継ぐことになるんですか。この場合のIEEというのは、アセスをやるかやらないか、いわゆるスクリーニングのことだと思うんですけれども、これを引き継いで、この段階のIEE準備調査ですね。いわゆる初期の。これを引き継いでこれからのアセスにつなげて行うということになるんでしょうか。ちょっと私のほうの理解不足もあるん

ですけれども。

○上田 20年前のIEEというのは、空港を整備するときに初めて行ったIEEなんですけれども、EIAレベルまでそのときやっています。今回、需要が伸びて新たな整備計画をつくっているの、さらにこの調査の中でIEEレベルの分析を新たに行いました。

○作本主査 新たに行うという理解をして。わかりました。私の勘違いでした。新たにIEEを行うということで、わかりました。そういうことで、4の私の疑問は解消しました。

すみません、次の5番目の質問に移りますけれども、日比さん、お願いします。

○日比委員 まず5番ですけれども、ここにもお答えいただいていますけれども、compensation costというのは何かということで、これは明記していただければと思います。

それから6番にいきますけれども、ここはその重みづけのところですね。各項目、評価項目。ここのお答えはもうおっしゃるとおりで、それは、重みづけはしないといけないし、何らかの形でその評価の評点をつけていく必要があるというのはわかるんですけれども、ここにある、特に私の専門としている自然環境分野からいけば、少なくともここで示されている評価方法からいくと、仮に自然環境に非常に甚大な影響があると出たところと、ほとんど最終的な評価にはごくわずかな差しか出てこないの、そこをどう扱うのですかというのが質問の趣旨であり、その重み自体を何%、何%というのを、細かくそれぞれお聞きしようとするのではなくて、むしろ非常に自然環境で甚大な影響が出るとした場合の評価がどうなされるのかがちょっとはっきりしないということで、質問させていただきました。

ここに、例えば絶滅危惧種などが確認された場合には、サイト選定の再検討も含めて緩和策を検討しますということで書いていただいていますけれども、その辺をこの評価方法のところで少し明記していただきたいなという趣旨でございます。

ここは6番です。特にJICAさんに何もなければ、次に移りますけれども、よろしいでしょうか。

○宮本 そのように、ここに記述しているような内容を追記するというで。

○作本主査 明記を要望するという形でよろしいですか。

○日比委員 はい。

○作本主査 じゃ、次の質問にも、よろしく引き続きお願いします。

○日比委員 7番は、ここは幾つか保護林だったりプランテーションだったりという形で、

その土地利用が違ってもかかわらず、自然環境、自然生態系の評価が同じになっていた
ので、その説明を求めたものです。お答えいただいている、基本的に特にE-4のほう
は、ほとんど森がなくなっていたりとか、植林されたばかりというところがあったりとい
うようなことでありますので、ちょっとその、何ともこの二カ所が同等なのがいいのか
どうかというのは、これだけでは私としては評価がつきかねるところではあるんですけれ
ども、少なくともこの辺の書いていただいていることが何でそういう評価になったんだろ
うと、あの表を見た際にわかるような形にはしていただきたいなというふうに思いました。

それから、その後半にある、そのPaddy Fieldsは田んぼだと思っただけなんですけれども、ここ
は確かPaddy Fieldsのところは非常に自然環境への影響が低いというふうになっていたか
と思っただけです。Paddy Fieldsであるから自然環境の保全の必要性が低いと必ずしも言えな
いと思っただけです。それで一つの、それを見る農地の生態系価値というのがどの程度ある
のだろうかということ農薬の使用などについて質問させていただいたんですけれども、
こちらで逆にどういう考え方で低い評価をされたかという。農地であっても、生態系とし
ては、いわゆる多面的な機能という側面で高評価されるケースもありますので、そこまで
見た上で、この農地は評価が低いという判断をされたという理解でよろしかったでしょ
うかという質問です。

○山崎氏 そうですね。農地はE-4に関してはほとんど、水田はほとんどありませんで
した。

○日比委員 E-1です。

○山崎氏 水田のほうは、現地にはもう森林はありません。

水田の生態系は、貯水池といいますか、水産用養殖池と、部分的に水田。ここに関して
は、七カ所の候補地の中から最適案を選定するという段階で評価づけを、大ざっぱと言っ
たらあれなんですけれども、概略行ったときの記載ですので、それぞれについて、まず適
切な評価をしたかなと思います。

○上田 すみません、今の質問は、水田であっても生物多様性であるとか生態系サービス
などの状況、これはその現状はどうかという。あまりそういうものが見受けられないとい
うことであれば今のような評価でもよいけれども、多様性があるということであればこの
ままの評価ではまずいのではないかと。そういう質問です。

○山崎氏 E-1の生態系については、特に詳しい生物種などについての調査結果という
のは現地でもありませんでしたので、土地利用ということから評価しております。

○日比委員 そうですと、どうなんですかねという。農地という、土地利用としては農地であっても当然そこに生態系があるわけなので、それが保全すべき対象で価値を持つかどうかというのが、自然環境への影響というのはそういう視点でもって評価すべきだと考えるんですけども。単に土地利用がこうだからというだけではその判断には至れないのではないかと考えるわけです。

○山崎氏 そこが仮に選定される段階になれば、田んぼの特殊な生態系というのは調査すべきだと思うんですけども、E-1に関しましては、他のデメリットが大きいというので、その点については初期の調査で、そこでさらなる調査ということはしないで終わっております。基本的にそこは選考地から漏れた、最適地の比較案から漏れたということで、詳細な生物種の把握を行っておりません。

○日比委員 そこがプロセスとしての効率性という点では、確かにおっしゃるとおりだと思うんですね。その選考に漏れた以上、ある意味、漏れたんだから別に関係ないとおっしゃっているように聞こえるんですけども、本来の評価はそうではなくて、自然生態系にどれだけの影響があるやなしや、その度合いはと。それを各対象地で比べてみたうえで評価していくべきだと思うんですけども、今おっしゃった答えだと、そもそもその、この評価のプロセス自体が、だったらもともと選ばれるところだけをやればよくて、他のところを評価しなくてもいいということになってしまいますよね。

○宮本 基本的な文献などで収集できるデータを収集したうえでやるということであると思うんですけども。

○日比委員 でも、先ほどは生物についてはしていないという。

○宮本 そこはデータがなかったからというのがあって、あれなんですけれども。

○日比委員 そこは、あとは実際には選ばれていないからいいということに結果論的にはなると思うんですね。ちょっとその評価のプロセスとしては若干気になる場所ですね。仮にここが選ばれていたとした場合、じゃ、どうなっていたのか。

○宮本 当然、選ばれた場合は、その次のステップでさらに詳細にというステージに上がります。

○日比委員 でも、仮にそこに非常に重要な生物種が、後から調べたらあったけれども、もう既に選定しましたという場合、どう対応していくことになるんでしょうか。

○上田 先ほどの問題と似ていると思うんですけども、そういった絶滅危惧種とか、もうそれをつくってしまうとともに戻れないような状況である、そういったものが出てきた

場合は、もとに戻って再検討すると。それは評価の方法としてそういったものが必要だと思います。

○日比委員 今のお答えをいただいたということで、私が気にするのは、これは土地利用がこうだからこうであるという結論を導いているというところがちょっと気になっていましたので、それが仮にそうであった場合もちゃんと是正されるプロセスがあるということで、明確にお答えいただきましたので、ここはそれで結構です。

○作本主査 また後で、生態系から見てご質問などがあれば教えてください。

じゃ、申しわけありませんが、時間の関係で、次に地球温暖化、CO₂、8番目です。

○日比委員 引き続き8番、これは何かもう言葉上の問題なんですけれども、非常に違和感がありまして、「CO₂と気候変動の相関関係があるとして」という、これはほとんど最近気候変動なんかいないと思っている人たちが使う言葉なので、これを書くと、このプロジェクトでは別にそんなに大きな意味はないかもしれないですけれども、外部の人が見た場合に、JICAというのは気候変動というのはないものだと思っているのかというふうに読まれる可能性が、気候変動にかかわっている人たちは思うと思うので、指摘させていただきました。これは削除していただけるということで。

○作本主査 これは表現を変えていただくという形で。

○日比委員 それから、次も私ですね。

○作本主査 次のページ、9番目をお願いいたします。

○日比委員 こちらは、これはもう単に確認でして、特に供用開始後のLocal Economyへの影響というのはどうなっているのかということで、お答えいただいて、特に従前の個人の生計手段が失われたままというところは評価を併記していただけるということなので、結構です。

○作本主査 よろしいですか。じゃ、10番のほうを。

○日比委員 10番でございます。こちらは、先ほどと少し似ているといえは似ているんですけれども、二次林というところで可能性が低いというご指摘があったので、必ずしもそうは言えないんじゃないですかという指摘をさせていただいたと。特にIEEのほうでは、保護下にある鳥類の生息なんかも確認されているというご報告がありましたので、そこを反映した記述にさせていただければというのが10番でございます。

次、11番、これは多分ミスですね。修正していただくと。

○作本主査 12番。

○石田委員 ちょっとその前によろしいですか。日比先生の質問で恐縮なんですけれども、お答えいただいているお答えの後半の、「空港完成後は関連産業の発達により、雇用・収入が大幅に増加することが予測されます。周辺的生活、環境レベルの向上も予測されています」。というプラスのシナリオが書かれていますが、これ、私が見落としていたのかもしれませんが、報告書のどのあたりに明記されたんでしょうか。すみません、ちょっと教えてください。

○宮本 日比先生にご指摘いただいたところのlocal economyというのが、評価表の17の28ページに記載があります。

○石田委員 during operationがA+。あとはマイナスばかりです。供用後がプラスというのではない。

○宮本 供用後のプラスは、経済活動が活発と書いたものになるもので、この段階ではB-については記載していないんですが、日比先生のご質問に答える形でこちらにB-の評価にも適すると、そういうふうなことで、そこは修正してB-をつけ加えると回答させていただいたんです。

○石田委員 このlocal economyというのは、すみません、しつこいようなんですけれども、だれに対するものでしょうか。目的語が抜けているんです。だれの雇用収入。whose employment、whose incomeというのが、whoseが抜けていると思うんですよね。概観、大ざっぱなシナリオとしては恐らくイエスだと思いますけれども、マクロに見てミクロに見ると決してそうじゃないということを、私たちは今まで随分経験してきたと思うんです。請け負う業者によっては、自分たちの人たちを外から連れてくるということもあるし、決して地元の空港周辺の人たちは地元の人たちを使わない。それは例えば能力がないとか、中学校を卒業していないとか、いろんな理由がつけられます。そういうのを私たちはさんざん見てきたはずなんです。

ですから、どういう理由でこのようなことを明確に予測されているのか、もし理由があれば教えてください。Aプラスとしてこのように雇用収入が増加する、それから周辺的生活環境レベルも向上する。つまり、雇われて収入も入ってくるということが何か確実に、そういう対策が既に政府との協議の上であるとか、この空港開発プランの中のラップの中に組み込まれているとか、そういう話なんですか。そこら辺の具体性をちょっと教えていただければ、とても参考になるんですけれども。

○上田 まだ今の段階で具体的にラップなどを作成しておりませんので、この評価という

のは、一般的にいろんな事業が起こったり、雇用が生じることが予想されると。一般的な記述、一般的な予想を書いております。具体的にいろんな、雇用が失われるとか、そういう可能性については、ここに併記するB-というところで表現しております。

○石田委員 今、プラスのほうのお話をいただければいいと思っているんですけども、だからこれ、要するにwhoseがまだわからないわけですよ。だれの雇用が確保されるか。だれの収入が。総枠としては、収入や雇用はもう当然増えるでしょうね。ただ、その地域の広がりというのはどこまでの地域なのか。さっき私が言ったように、本当に業者が連れてくるかもしれない。そうすると、地元の人には全然落ちないということもあるわけですから。

だから、ちょっと楽観的なシナリオじゃないのかなと思って気になったので質問させていただきました。

○松本委員 同じ点は、後で27番のところで、もう一度私、指摘をさせていただきます。

○石田委員 わかりました。じゃ、27番に来たときに。

○作本主査 27番に来たときに一緒に議論させていただくということで、今あるかもしれませんが、後に回します。

じゃ、次へ移りたいと思います。じゃ、10番はもう一回。

○日比委員 10番は、ここは記述を再検討していただけるということで、よろしく願いいたします。

それから、11番は、これは記述の誤記ということで。

12番ですね。12番は気候変動関係のところですよ。そもそも航空機からの排出量というのは、このプロジェクトとは因果関係がないので評価していないと。必ずしもプロジェクトとの因果関係がないとは言えないだろうと私は思うんですけども。空港が整備されなければ、その分CO²排出は増えないので。ただ、大きなところでは、この各代替案を選ぶという関係ではあまり影響がないのかなということで、ここはこれよりも、むしろもう少し別のところでまた議論する機会をいただければと思います。

ただ、もうちょっと技術的なところで、ここを書いていただいているように、利用できる空域によって効率的な運用ができない可能性があるということで、それは空域の検討の中で評価していますということを書いていただいているんですけども、このGlobal Warmingは両方ともB-ということになっているんですけども、ここはその違いを評価していただいているけれども、CO²を排出という点では差はないという、そういう評価と

いう理解でよろしいのでしょうか。というのが、追加的にちょっとお伺いしたいところです。

○上田 今の指摘は、回答で、空域によって違いはほとんどないと。場所によって空港、ここにおいてもここにおいても、燃料消費については、あまり変化はないという説明をしています。

○日比委員 ということなんですか。わかりました。ちょっとそこを勘違いしておりました。では結構です。

あと、森林が伐採されるというのは評価を見込んでいただくということで。

○上田 はい。

○日比委員 結構でございます。

次の13番ですね。こちらは一番最初の重みづけのところと関係するんですけども、特に動植物という影響からいくと、よりマイナスの影響が多いというほうが候補地として最終的に選定されているということなんですね。これ、別に動植物に限らず、当然こういうマルチプルな評価をしていけば、マイナスがあっても選ぶところもあれば、プラスであっても選ばないところも出てくるというのは、そこは当然わかるんですけども、そういう意味で一番最初の重みづけとも関連してくるんですけども、要はマイナスになるのをわかっていて選ぶ以上、そこをどうするのかと。一つは、それでもこっちを選ぶということの合理的な説明を、単に重みづけがこうでしたというだけではなくて、ここを選ぶ、このマイナスがあるにもかかわらず選ぶ理由というのを明記していただきたいというのが、この13番のコメントの意図なんです。

これは多分、動植物だけに限らないのではないかと思います。要は、マイナスがあるのをわかっていてもそっちを選ぶというのは、やはりそれなりに合理的な、単に重みづけがこうでしたという以上の説明はなされるべきかな、と思いました。

○上田 そういった総合的な判断をしておるわけですけども、そういった部分、マイナスについてもこちらのほうがよいという説明については、報告書に書きたいと思います。

○石田委員 すみません、また便乗します。E-4が結局最適だと、optimalだということですよ。E-4というのはエレベーションがかなり差がある。

○上田 あります。

○石田委員 これは工法的だとかコスト的には、通常、あまり負担になるような、そういうレベルではないんですか。

○上田 ええ、コストも含めて比較しております。

○石田委員 他にフラットな土地が四つもありますよね。

○上田 そうですね。ただ、フラットな土地については、よく検討した結果、洪水対策とか、かなりかさ上げしないといけないということです。

○石田委員 河川が重なったりして、結構それは大変なんですよね。それと比較すると、エレベーションがあるということは克服できる課題であるということなんですか。

○上田 そういうことです。

○石田委員 わかりました。ありがとうございました。

○日比委員 以上で終わります。

○作本主査 13番まで終わりました。では、14番、15番、松本さんのほうからお願いします。

○松本委員 今の日比さんの指摘は本当に重要だと思いますが、私はもう一度重みづけの話に戻ってしまいますが、MCAについて伺いたいんですが、MCAを使ったというのはわかりませんが、これはMCAのうち、要するに加重総和法を使ったということによろしいんですか。MCAといっても、目標点法だとか、価値・効用関数、レジーム法とかいっぱいある、久しぶりに教科書をひもといてきたんですけれども、その中で、これはMCAの中の加重総和法を使ったという理解でいいんですか。つまり、単純にクライテリアをつくって、それにスコアを標準化したものを乗せていくというやり方をしているようなので、加重総和法かなというふうに思ったんですが。

とすると、加重総和法については、教科書には必ず書かれているのが、標準化やウエイトづけの際の恣意性というものが問題であると。今回はそういうものをどのように排除したのかを知りたいんです。

○上田 基本的には、調査団内でそれぞれ別々に評価してということで、恣意性を排除したと考えております。

○松本委員 ただ、先ほどの日比さんの指摘、自然環境面でありましたし、私も社会環境面では違和感を感じるんです。このパーセンテージに。つまり、こういう方法というのは比較的一般的な理解が得られるということが重要だと思うわけです。ものすごく専門的であるというよりは、まあ妥当だよねというラインがこのパーセンテージであって、このパーセンテージにもものすごく科学的な根拠がつけられているわけではない方法だという理解なんですね。そうすると、例えばこの委員会で、自然環境で見ている日比さんなり社会環

境を見ている私が違和感を感じるということは、そもそもこのMCAの方法が、この方法が持っているリスクをしっかりとヘッジしていないんじゃないかという印象を持っているんですね。

住民移転の点からいくと、私が非常に違和感があるのは、移転数というものの、非常に少ない判断基準。特にここは貧困層がいて、その人たちの生計が壊れたときに回復するのがいかに難しいかということ、これまでの事業でよくよく知っている者からすると、これを単に移転数ということだけで加重総和法を使うということにも、違和感があるわけです。つまり、定職に就かれている都市の住民が転職をしなければいけないという、そういうものに比べれば、やはり農村で半自給的に生産林を使って生活している人たちに新たな職業をつけさせるということのほうがいかに大変かということは、恐らくJICAの側からしても経験上ご存じなんじゃないかという意味で、要するにこの重みづけに対しては、もう少し、我々が読んでも、なるほどこれは妥当かなと思えるような根拠を書きいただきたいです。それから、今回でいけば、例えば私がざっと見て思ったのは、他の方法のほうがその後使いやすい、つまり、総合点ではこうであるけれども、しかし部分、部分を見て、ここにもっと重みがついた場合はこうなるよねとか、そういうアレンジのしやすい方法というのもあると思うんですね。あるいは、環境面ではここ、あるいは人々への悪影響という意味ではこういう目標を持っていて、空港という意味ではこういう目標を持っていて、その目標との差、達成したいものとこのプランが持っている差のようなものを数学的に処理をして出す方法というのもあるわけで、いろんな方法があると思うんです。やはりこの方法をとった場合の一番のリスクがそういう恣意性とか、外部の指摘に対して非常に弱いというところを考えれば、それに対してしっかりとディフェンドが書かれるべきじゃないかなと思うんですが、これ以上書くことは可能ですか。

今のご説明だと、ここに書かれている「投票をJICA調査団内で行ったことについては、評価者によって各候補地に対する理解にばらつきが生じないようにするための対処法」と書かれていて、私これを読んでも、ああ、なるほどとは思えなかったんですが、これ以上の何かお答えを出せますか。この方法で、この重みづけでこれは妥当なんです、あるいは重みづけをちょっと変えようというふうな、何か別の形のシミュレーションとか。

○上田 まず、ちょっとこの回答に、「理解にばらつきが生じないように」というのは、同じようなウエイトづけを持った人たちがやっているとか、そういうことではなくて、そ

それぞれの項目についてある程度理解ができる人たちがやっているということで、この説明はしております。それと、これよりもより合理的な方法については、そこはまだ今の時点で検討していないので、今ちょっとすぐにはお答えできませんけれども、例えば、今おっしゃるような感度分析のようなものを行って、重みづけの順位が変わるかどうとか、そういったことなんでしょうか。

○松本委員 それを含みますし、あと項目としてやっぱり、私はその移転数という、ナンバーというもので書かれていることが非常に違和感があります。もちろん、このMCAというのは定性的な調査もやることができるわけですから、もう少しバルネラビリティというか、社会環境面ではやっぱりそういうところを重視する項目があってしかるべきじゃないかと思います。

ここは、私、このワーキンググループは初めてなんですけれども、ここは最初のラウンドは質疑応答なんですか。それとも何か、私は自分が言っている意見がどういう位置づけなのかということがわからずに。

○作本主査 時間を見ながら、場合によっては次のほうに進むこともあります。一応、ある程度納得しないと、これ文章化もできませんから、やりとりだけはしておいていただくと。それによって文言を最終的に残すかどうか、判断の材料になりますから。

○松本委員 わかりました。

○作本主査 よろしいですか。

○松本委員 はい。その点はそれでいいです。

○作本主査 じゃ、今ので、また補足があれば入れていただきたいと思いますけれども。

重みづけの点は、恐らくすべての案件についてかかわる重要な点ですよね。そういう意味では、私もまだ確信が持てないところです。

じゃ、すみませんが、15番のほうに移っていただいてよろしいですか。今の移転のでよろしいですか。

○松本委員 はい。

○作本主査 それでは、次の環境配慮のほうに。

○上田 15番少しつけ加えますと、サイトによく、サイトそれぞれ農業をやっているようなところで、比較的収入も低めの人たちということで、その中で、例えばすぐ仕事が見つかりそうな程度の十分な収入を持った人たちというのは今のサイトの中には含まれませんでしたので、移転数ということでも、まず一次的に比較という意味では有効ではないかな

とっております。

○松本委員 ごめんなさい、そういう脆弱な人たちは含まれなかった？

○上田 いや、含まれます。すべてそういうところで、どこにも含まれます。

○松本委員 そうすると、私は逆に言うと、ここの社会面の重みが少ないと思うんです。つまり、貧困削減とかを考えているODAにおいて、空港という、重要ではあるけれども、しかしやはり少し上の経済発展のところにあるわけですから、その中の重みをどうするのかというのは、そこはそうであると説明されれば、そうですかと言いますけれども、しかし貧困層に集中的にこの悪いほうの影響があるというふうにわかっていながら、この重みづけはいかがなものかなとは思いますが。それはまた後で。

○石田委員 ちょっと一つ教えていただいてもいいですか。松本先生の14番のところのお答えで、DGCA、これカウンターパートですよ。投票してもらわなかったり、理解不十分による、だから断念したと。まずお聞きしたいのは、この指摘というのはどっちから出た指摘なんですか。

○上田 DGCAのほうからです。

○石田委員 DGCAのほうから。みずから、自分たちは能力が不足しているので投票したくないと。

○上田 実務的に全部の土地を見て回っていないということで、状況が彼らには十分にはわからないということ。

○石田委員 十全には把握できていないということですね。それを見られたのは調査団ということですよ。その事情は何となく想像がつくんですね。

そうすると、例えばそういう意味で調査団だけで投票されて結果を出したと。この結果については、いわゆるDGCAを含む相手方には十分な説明をされたり、理解を得られているのでしょうか。

○上田 そのように理解しています。

○石田委員 これは、もう調査団としてはこういうシナリオでいきたいという形ではなくて、こういう投票結果であるので、あなた方も判断に加わってくださいというような形にはなっているのでしょうか。

つまり、何が言いたいかという、アセスのときに専門家が評価することは決して悪いことじゃないんですね。わからないことがいっぱいあるので。ただ、専門家チームがいろんなパターンを導き出してこういうアセスを、例えば1から10までの代替案をつくって、

専門家チームはこう思うというのは、それはいいと思うんです。

ただ、それはあくまでもクリアファイルであるべきであって、例えば専門家チームはE-4を選ぶけれども、実際の当事者はE-1を選びたいという権利は残しておかなければいけないんです。だから、通常やるのはクリアファイルとして、これとこれとこういう結果になって、数字はこうなっています、じゃ、あなた方どう思うと投げるのが、多分恐らく、こういう比較的わかりやすいやり方をとるのであれば、一番フェアなやり方だと思うんですよね。

そういう点、そういうところの事情をちょっとお聞かせ願いたいんです。

○上原氏 今回のスタディーの中で、ワーキンググループというのを設定してまして、カウンターパート機関のメンバーと、我々のスタディーのプロセスについて、逐次報告、プレゼンテーションする場を設けまして、今回のこの重みづけ、それから最終の七つの候補地からE-4に絞ったというプロセスについても、8個の主要比較項目、それから19個の各比較項目ごとに説明して、一応、DGCA、航空総局とのカウンターパートチームなどの理解は得つつ進めたという経緯はあります。

○石田委員 わかりました。ありがとうございます。

それで、最後、後から出てくるかもしれませんが、DGCAから今度実際に移転されてしまうようになる、いわゆる影響が出る当事者ですよ。そういう人たちに対する説明は、当然まだですよ。これまだシナリオの段階だし、土地使用に関する悪いことが起きるといけないという懸念から、まだやらないですよ。そこら辺はどういうシナリオでカバーされていかれるつもりなんですか。つまり、実際に影響を受ける人たちに対する説明ないしは理解。説明というのもおかしいですし、実際に影響を受ける人たちに意見を聴取して、計画本体に反映させていくというのは不可欠だと思うんですが。

これはあくまで、いわゆる政府筋とJICA側で考えた話ですので、彼らはまた別のことを思っているかもしれない。そこら辺が、彼らが考えている考えはやっぱり直接聞かないと反映できないじゃないですか。でも、直接聞くと、今度は土地収用に影響するかもしれないという大きな課題も待っている。そこら辺のジレンマというか、相克は何か、克服される手段というのはあるんでしょうか。

○宮本 後半の質問は回答の中で出てきますけれども、今後の流れとしましては、サイトの管轄する県であるカラワン県が、空間計画を作成する中で住民との協議というのが法律上義務づけられておりますので、その中で直接住民と対応する機会があるというふうに着

えております。

○石田委員 この調査ではそこまではカバー、そういう計画を、そのプロセスを提案するところまでがプロセス、やり方で、この調査では、実際にカラワン県の中で住民教育をするところまではスコープの中に入れていないわけですね。それはこの次の調査ですね。本調査には入ってこない。

○宮本 そうです。質問で言うと、40番に書いてありますが、やりますか。そのときにやるか、今、先に議論するか、どちらがよろしいでしょうか。

○作本主査 どうでしょうか。

○石田委員 じゃ、後にしてください。

○作本主査 じゃ、15番と一緒にお願いします。

それでは、すみません、まだ議論が尽きないですけれども、次へ行かせていただきます。

16番、これは作本のところですが、環境配慮のところ、シロハラウミワシというんでしょうか、この生息範囲がこの付近にあると。これに対する回答は、海岸付近に生息するけれども、EIA調査によって行動範囲などを調査しますというような記述が書かれているんですが、私は飛行機との衝突だけを、それと生息区域の消滅というか、減ることをちょっと書いていたんですが、やはりこれだけ貴重な、恐らくワシの種類かと思うんですけれども。EIAの調査段階でこれ調べているんじゃ、ある程度もうわかっていないんですか。このような重要な生物だったら、ある程度基礎データがもうあるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。EIAになってから調査してみましたということで十分なのかなと。ちょっとそういう不安があるんですが、いかがでしょうね。

○上田 データとしてはないです。

○作本主査 基礎データはない。

○上田 ないです。

○宮本 行動範囲がかなり広いということで、このサイト周辺を生息範囲としているというよりは、そこは飛来地として一つ、過去のレポートを見るとそういうことが確認できたということです。

○作本主査 どのくらいのワシがまだ残っているのか。どの飛行場と、飛行場だけじゃなくて、飛行機の航路とどうやって接触なり触れる可能性があるのか、全く情報がつかめないで、EIAをやったときにわかればいいというのはあまりにデータが少な過ぎるのかなという気がしたんですが。普通の生態系はもちろん大事でしょうけれども、こういうワシ

とか何かが出てきたときには要注意ということになるかと思います。

わかりました。次に行きます。日比さんの質問も同じ、イーグルかと思いますが。

○日比委員 同じですので、基本的には今の作本委員のおっしゃっていることと、ここはもう一つにしてしまっているのかなと思うんですけども、ここに少し書いていただいているような補足情報はぜひこのレポートの中に入れて、今の記述のされ方だと、私なんかが見たら、もうこれレッドフラッグなんです。保護対象の種がいるというのはもうピットと、レッドフラッグがまず上がる場所ですので、多分、実際には、今少しおっしゃったように、非常に広い生息域の飛来地の一つということ、多分そうなんだろうと。多分、そんなに非常に大きな、例えば生息数を、この開発のときに減らすということにはならないという観点から見られているのかなと思うんですけども、やはり法的に保護された、しかもそれは非常に個体数の少ないことを理由に保護対象になっているというのは、かなり甚大なことをここは書かれているという認識をしていただいた上で、もう少しこの段階でも、少なくともこのご回答にいただいているような説明をいただくなり、今後これについてどう対処と、それは後に環境配慮のほうに出てくるのかなと思うんですけども、そういう形で採用していただければ。

○作本主査 じゃ、次のページ、18番に移ります。日比さん。

○日比委員 ここは対応策の検討のところ、再植林というのが書かれているんですが、ここは幾つか再植林と一言で言っても、いろんな本来の目的とかやり方もあると思いますので、生物多様性的な面、生態系という観点もありますし、カーボンの観点もあるかと思えます。その辺しっかり、再植林といっても、どういう再植林をしていくのかというのをしっかり検討したうえで、対応策として取り組んでいただきたいという趣旨です。

○作本主査 ありがとうございます。よろしいですかね。何かご意見、JICAさんのほうからあれば。

○日比委員 お答えいただけるようなところであれば。

○上田 そうですね、このように対処いたします。まだこれは保護の指定状況を、今、調べているところなので、その時点から調査してみます。

○作本主査 それでは、社会配慮のほうに移ります。19番からですけれども、石田さんから。

○石田委員 交通費は、路上交通費の4分の1と想定しています。ぜひみんなが払える金額でお願いいたします。

20番も、いろいろ質問を込めてしまって、たくさん含めてしまったのでお答えにくかったと思いますが、どうもありがとうございます。

それで、後半部分がまだ気になります。まず、カラワン県による住民との協議が実施されますと。本調査を受けてなので、その後、日本側はこのカラワン県による住民との協議というのは、これはかかわらない。だからスコープの外であるということですか。

○上田 この調査はそうです。

○石田委員 この調査に続く調査も、まだ日本側からは出す調査はあるんですか。この後に予定されている。空港建設までのプロセスの中で。

○上田 まだ具体的にはありませんけれども。

○石田委員 カラワン県との協議には、いずれにせよJICAというか日本側はかかわらない。

○上田 そこのところは支援をして、住民協議はちゃんとなされていると、されるような形で支援することも考えていますけれども、まだ具体的には決まっています。

○石田委員 まだ具体的にはないけれども、可能性はあるわけですね。そこにJICAがもう一度調査を組んで支援をする。相手方のDG。

○上田 はい。

○石田委員 それと、やっぱり一番気になるのは、先ほど少し出ていましたが、農民にとって空港建設はほとんど関心事じゃないと思うんです。農民にとっては、農民生活を続けたいんだと思います。旅客運輸というのは、恐らくDGにとっては関心事、JICAにとっては関心事、政府にとっては関心事ですけれども、やはりお互いステークホルダー同士の関心はかなりかけ離れている。その中で、空港建設というとても大きなインパクトを与える事業をやろうとしている。ただし、空港建設はその国の発展にとっては重要だし、それは交通インフラにとって欠かせないということで、いろんなデータでグラフでも示されていますよね。

そういったときに、この答えではちょっと厳しいかなと思うんです。空港予定地の住民生活レベルもしくは適切な補償計画策定と実施によって、地域住民の生活レベルの向上は十分期待できると。これ、はっきり申し上げて、ちょっとシナリオが飛び過ぎているんじゃないでしょうか。もう少しこら辺を詰めていただかないといけないんじゃないでしょうか。

補償されたから幸せになれるとは限らないし、よくあるのは、補償されても補償金でお

父ちゃんがばくちに使うとかお酒飲んじやう、そんなのもうざらにありますから。インドネシアのことですので、その補償のお金の流れをしっかりラップで押さえておかないと、どこでお金がどう消えるかわからないですよ。そういう歴史を持った国だということで、ミクロに見ていくと、いろんな力関係が村の中でもあるわけですので、そこら辺を押さえて、初めて住民生活のレベルが向上できるということも言えるだろうし、移転された住民に対しては、彼らが例えば農民生活を続けたいのであれば、田畑の補償なり、その田畑もよくモニタリングをして、田畑を遠くのところに、川を超えた向こう側に田畑を与えればいいだろうみたいなことになってしまわないようにというような、やっぱりきめ細かなソーシャルサービスがあつたうえで、初めてこういうことが言えるんじゃないかというふうに思いますので、そのあたりの書きぶりというか計画方針というのは、慎重にされた方がいいんじゃないかというふうに感じます。

理論的には、お金が与えられれば、空港ができればということでしょうけれども、実際にはインドネシアの場合は違うケースが、私が見てきたのは漁村ですけれども、結構ありますので、そこら辺は考えられるんじゃないかと思います。以上、コメントです。

○作本主査 ありがとうございます。じゃ、20番はそれで、21番のほうを。

○石田委員 21番も長いご回答ありがとうございました。

実際に知りたいのは、ここを空港にしてしまつて、空港をメンテナンスするために、空港建設するときのいろんな物資の持ち込み、それからコンクリートを張ったりすることによる水質への影響、それからその後のいろんな薬品も、化学物質も空港では使うでしょうし、そういったところが水源に影響を与えないのか。また、水源そのものを大きくカットしてしまわないのかということが一番気になります。いったん大型施設ができてしまうと、多少の悪影響は見られても、住民はなかなか声を上げられないんじゃないですか。上げたとしても、それが届くのはやっぱりもう時間がかかりますよね。その間に健康被害が進むかもしれない。やはりそういうところまで考えていいんじゃないでしょうか。

ですから、お書きになられているところはわかるんですが、実際に十分な、そこまで含めて対策は可能なんでしょうか。本当にこれは住民が使っている水には影響を与えないというようなことで理解していいんでしょうか。

○上田 まず、汚染水の問題については、世界中どこでもそうですけれども、特に汚染が心配される、油が流出、そういうところはフィルターなどをつけて対策をしております。ですから、インドネシアについても同様の対策を行うということになると思います。

あと、流域については、要するに、今まで水が流れていたけれども、水が来なくなって水が使えなくなるとか、そういったことが起こらないように、どういうふうに流域が変わるのか、流量が変わるのか、洪水が起こらないようにどういう調節をしないといけないのか。そういったところは工学的に対応して、影響が生じないということで、これも対策可能だというふうに考えております。

○石田委員 ありがとうございます。

そうすると、あともう一つ、この21番でお聞きしたいところがもう一点あります。重要性和影響の程度から、A-ではないのかという私の質問に対して、お答えは、対策が可能なことからB-というのはちょっと違うんじゃないでしょうか。重要性和影響の程度をまず判断したうえで、対策は関係なしに判断したうえで、そのうえで大きなものに対して大きな対策をしよう、小さなものに対しては小さな対策をしようということじゃないでしょうか。対策がとれるからB-ではないと思うんですけども。そこをちょっと教えてください。今回お使いになられたスコーピングの表は、あくまで重要性和影響の程度を把握しているんだと思います。

○上田 対策を全くしないときの影響で評価すべきではないということです。

○石田委員 この工事をすることによって出る影響を評価するというのがスコーピングだと思うんです。それがA-、B-、どちらかを知りたいんです。私は、文章を読ませていただくと、A-としてもおかしくないなと思ったんです。

○上田 例えば先ほどの流域が変わったり、水質の問題ですけども、空港をつくるというところ、例えば油のフィルターであるとか調整ですね。

○石田委員 ですから、対策までいく必要はないんですよ。スコーピングの場合。

○上田 しかし、空港をつくるということは、そういうものが当然つくられるわけですから、標準的なものとして。

○石田委員 もう少し根源的な話をすると、JICAさんが私たち委員に掛けるというのは、基本的にAがつく案件なんですよ。Bがつく案件はめったにありません。Aがつく案件というのはもうJICA側で決められているんです。空港だとか道路だとか。だから、当然もう影響を受けるだろうと。それはAつけるんですよ。でも対策が可能であるからと、Bはつけないんです。僕はそのことを聞いているんです。

○松本委員 ちょっと口を挟みますが、同じことなんです。私は25番のところ、全く今の石田先生と同じことを書いたんですが、適切な移転が行われることを前提に、低所得層の

操業中の影響をDにしているわけですよ。これは、昔のアワセメントとって、日本のアセメントが批判されたときの最も代表的な問題の一つなんです。適切に対応できますから影響はありませんというのは、20年ぐらい前の日本の国内での議論であって、やはり今こういうふうなことを、ここでも書かれていますし、今、石田先生が指摘したところでも書かれているというのは、私もちょっと疑問なんです。

○山崎氏　ここでBにしているのは、操業中のことでありまして、操業前はA-になっているはずですよ。

○石田委員　水のほうですか。

○山崎氏　移転の話。

○石田委員　移転ですか。

○山崎氏　水に関して、ですね……

○松本委員　ごめんなさい。「適切な移転が行われることを前提に」というところについてコメントしているんです。つまり、ある前提を設けて、しかもその前提は対策が適切であるという前提で影響に対して評価するのはおかしいのではないかということを行っているのであって、この文はそちらの文章の中に書かれていることですから、適切な移転が行われることを前提に影響評価するのはおかしいということです。今の石田委員と私は同じ話だというふうに思っています。

○青木　すみません、審査部のほうからなんですけれども、レポートなりこれを確認していく中で、私もちょっと見落としていました。今、ご指摘いただいたとおり、緩和策を全く施さないことによる評価をまず書いて、従ってA-、B-なので今回こういう緩和策をしますという理解は、私どももそれは間違っておりませんで、記載について、こちらから原課への指摘のところで見落としがあったのかもしれませんが、理解としては理解はしているつもりです。すみませんでした。

○作本主査　事の重要性ということにおいては理解されていますよね。そこでDが入っているのかということはあるでしょうけれども、それは対策面などの考え方だけでは必ずしも十分でないというのもあるんですが、ここでDと書かれてしまうと、それで、そういうものかと思ってしまうということがあるので。

わかりました。よろしいですか。21番のところまでいって、25番に議論が飛んだんですが。

○松本委員　私のはいったん切ってください。

○作本主査 よろしいですか。じゃ、21番、今とりあえずよろしいですか。21番のほう。重要な問題を含んでいるかと思えますけれども。

22番、これも、同じような社会配慮に関することなんですけれども、インドネシア大の学生を使ってインタビュー調査されたということは、私は評価いたしますけれども、やはり結果は30万ルピアぐらいですか。ということは貧困地域であると。30万ですから3,000円いくかどうかですので、今ちょっとレートが変わっているかもしれませんが、そのぐらいの生活ですから、やはり貧困地域、そういうようなところでの移転に当たったの補償あるいは社会配慮というものはきちんとやっぱり行う必要があるだろうと。雇用策を豊かに、全体的に豊かになるというようなこと、経済的に豊かになるというような、そういう表現だけじゃなくて、貧困者の生計確保などにも十分留意したプランをつくるべきであるというような気がいたします。

これももう既に出ている内容でありますけれども。

次の23番、あとこれは補償委員会、土地の無登録者に関しては補償委員会にかかっているというようなこともありますけれども、無登録者保護も含めて、やっぱり保護対象にするような考え方を出す必要があるだろうと。特にフィリピン、ベトナムあたりでは、かなりこのラップとかそういうプログラムの中で、移転に当たったの補償プログラムというのはできていますから、やっぱりそういうことで、インドネシアのこの場合にも、土地の無登録、無登記、そういうような人たちに対しても一定の保護が必要だろうと考えます。

それに対して右側のコメントは、JICAガイドラインに沿ったということは、あるいは住民に不満が出ないようにと努めますというので、不満が出る、出ないということよりも、もうちょっと大事なところがどこにあるのかなという、そういう考え方を持っていただきたいと思うんです。

法的な権利ということ、公式論に立った人間は言いがちなんですけれども、登記のないところに法的な権利といたら、無登記者は保護しなくていいよという結論にならざるを得ないので、そこはやっぱり30%、この数字に出たとおりなんで、無登記者がほとんどになりますので、そういうようなところに、やっぱり登記したかどうかだけの物差しで対応するのは、私は問題があるんじゃないかと思っています。

ということで、私の23番は以上です。何かコメントありますか。よろしいですか。

じゃ、24番お願いします。

○松本委員 じゃ、24から34までですが、土地を利用している人数は現段階では把握され

ていないという理解だということでもわかりました。

ただ、やはり途上国の農村で、ビルディングの数で最初の重みづけをすることについては、やっぱりここまで来ると疑問があるかなというのはあります。やっぱり、作本さんのコメントのところに対するご返事にも書かれていますが、いろいろ利用権もありますし、土地の利用というのはやっぱり一番神経をとがらせなければいけないところだと思いますので、できればこれぐらい上位の段階でおおよその人数が把握できると、重みづけもロバストなものになると思いましたが、それは質問の答えはわかりました。

それから、先ほどの「適切な移転の行われることを前提に」の25番のところに対して、それは操業中のことだというふうに書かれていますが、だとすると9番の日比委員への回答は何なんだろうかと。9番の日比委員の答えには「供用中も個人の従前の生計手段は失われたままです。B-の評価を併記します」と書かれているわけですね。つまり、私のところに対して、ここは、つまり完成後は、移転は完璧にやられているから、供用後は全く問題ないですということをおっしゃりたいのか、この二つの間にある矛盾はどこにあるのか教えてほしいんですが。9番は、供用中も生計手段は失われたままで影響は続くであろうと言っていますけれども、私のところは、それは完成後はないんです的な答えなんです。

○宮本 25番の件でよろしいでしょうか。

○松本委員 26番ですかね。そのことに書かれているのは26番だと思うんですが、先ほど25番のところに対して後ろの方が、「完成後である」というお答えをされているので、25にも関係しているのかなと思って、この25、26に関係していると。

○山崎氏 これは、今、一緒にして評価しているので、こちらの案としては別に、供用中に関しても、移転された方の影響というのはまだ続くものというふうに評価して、そこはB-ということにつけ加えたということです。

○上田 こちらのほう直っておりませんでしたけれども、9番と同様の記述で変更いたします。

○松本委員 であれば、25、26はよいとして、27も実を言うと似たような指摘なんです。先ほど石田先生のほうからもご指摘がありましたけれども、やはり操業後、特に地域経済への影響をプラスととらえる傾向があり、その気持ちは理解しますが、しかし現実にはやはり多くのリスクを、ほぼ空港を利用しないような人たちが負っているということは、幾つかの事業で見えています。従って、こういうリスクを含めれば、やはりA+という評

価はあまりにも楽観的過ぎるのではないかということなのですが、お答えを見ると、この点については同意をされているということで、これはA+でない評価になるという理解でよろしいのでしょうか。27番です。

○宮本 これは先ほどの9番の形で両論併記といいますか、プラスの部分とマイナスの部分があるということで、マイナスの評価も記載するという形です。

○松本委員 27番のところ、石田先生もこれでよろしいですか。何かつけ加えることはいいですか。

○石田委員 結構だと思います。

○松本委員 28も同様に、供用中の影響はほとんどない。これも同じですか。それとも土地利用と自然資源は違いますか。28についてはいかがですか。というか、コメントなので、これを出せばいいのかもしれませんが、一応、見解として、ここの中では供用中の影響はほとんどないと評価しておりますと。

○宮本 8番につきましては、土地利用についてはプラスの影響があるというふうな評価にしておりまして、自然資源については、建設後、供用中の話ですので、そこは影響はほとんどないだろうということで、ここは両論併記という形にはしておりません。

○松本委員 土地利用というのは、むしろ土地の経済的な価値が上がってしまうことによって、これまでの住民生活が難しくなるのではないかというようなことはあまり想定されないということですか。何か土地の価格が上がったりそういうのは、現金経済が活性化することはすなわちプラスであるというふうに思いたい気持ちはわかるんですが、一方、それは、そこに対応できていない人たちは、そこから外れるか、もしくは借金を背負ってそういう暮らしをするかという、そういう可能性が、別に空論として申し上げているのではなくて、実際にあり得るので、この辺については。お答えは今のでも構わないですが、私はややまだ不安を持っていますということを申し上げたかったということです。

29、30については了解いたしまして、31についてはガイドラインの解釈の仕方でものをもちたいと思ったんです。といいますのも、ここの部分というのは、私は確か2002年ごろに提案をさせてもらった経緯があったので、損益のこの不平等な分配というのがどこを指すのかというところなのですが、これもし、ちょっと書いてあることが短くてわからなかったんですが、ガイドラインの解釈として、もし審査課のほうで何かあれば教えてほしいんですが。私の理解では、ここは何か地域に限って書かれているように思ったんですけれども。

○青木 報告書の中でということですか。

○松本委員 そうですよ。ガイドラインの解釈の仕方をちょっとクリアにしておきたいなど。

○青木 この本計画によって便益を得る人と損害を被る人に別れずに、便益も損害も互いに共有するという趣旨なんじゃないかということですね。

○松本委員 はい。

○青木 逆に、例えば周辺の損害のほうに着目したときに、用地取得なりが行われる、生計手段を失う方、あるいは住民移転を余儀なくされる方というのがいて、そういった方々の間で不平等が発生しないという意味ではなく、例えば空港が完成することによって、空港により飛行機を利用するような便益を受ける人と、例えば用地取得をされてしまうような方々という、損害を被る方とに別れるということですか。

○松本委員 そういうことがあるのではないかというのが、つくった時の議論には、もう少し広い意味だったというふうに理解をしたので、ここは確認をしたかったんです。これは、審査課としては、ここに書かれているように、むしろその地域の中で何の補償も得られなかったけれども、土地が値上がりして、その人たちも便益を受けられるよねという、こういうことがこの「損益の不平等な分配を避ける」という解釈かどうかというところをクリアにしておきたかったんです。今後のこの項目をどうやって審査するかというのはあり得るので。

○青木 例えば、一例申し上げたように、空港を実際利用され、飛行機を利用されるような方と、用地取得をされてしまうような方々との間で、不平等がないような形というのは、なかなか実際のところ難しいなと思うんです。一方で、おっしゃった、土地の価格が高騰して便益を受けるといった形であったり、あとは同じような、損害をどうしても被ってしまう方々の間でも、この人はきちんと補償がされて、この人はされないということは、もちろんあってはならないことですが、そういった若干狭義にとらえていたところはあると思います。

○松本委員 何かこれだとコンペンセーションが便益に見えて困るんですよ。つまり、コンペンセーションを受けられる人がいるのに、片一方は受けられない人がいると。従って、土地の値上がりが便益になるでしょうという説明になっていて、それは違うんじゃないですかと。

だから、何かここがこういうふうな解釈で平等な損益の分配みたいな話で書かれること

には、私はちょっと違和感があって、もっと言えば、空港利用者が払ったお金によってちゃんとこういう生計回復プログラムをやりますというのであれば、まだ少しはわかるんですけども、ここの書き方は、この環境社会配慮項目の記述として適切なのかどうか疑問がありました。これはむしろガイドラインの運用上の問題であって、この事業そのものというよりは、この項目はこれを見ることなんだろうかと疑問を持ちました。

○青木 後段いただいた、例えば利用したところに落ちるお金で、例えば損害を被ったような方々へ支援をしていくといった、移転をしていくところというのは、今おっしゃっていただくまではあまり想定ができていなかったんですけども、ただ、補償自身が当然便益だということは考えておりませんので、ある意味当然のことで、例えば先ほどちょっとご指摘をいただいた、補償を受けるので生活が向上するとか、生活が最低限回復される、あるいは向上させられるような補償をするというのがもちろんガイドラインに書いてあるわけですけども、ただそれを利益ととらえて、従って儲かったねというんですか、そういったような考え方にはもちろんなってはいないような審査はしてはおります。

○松本委員 ここは、多分これは審査課の役割なんだと思うんですけども、今後も含めて、この環境社会配慮項目の扱い方については、もし何かここに書かれているようなことであるとすると、ちょっと私の考えているものとは違うなと思いました。

それから、32番については、もう一度確認なんですけれども、生産林の利用者は含んでいないと考えていいんですか。この4,000人というのは。単に1,100のビルディングスを単純に4倍した数であって、それがこの生産林の利用者であるかどうかということを行っているわけではないという理解でよろしいでしょうか。これは質問なんです。

○宮本 そのとおりです。

○松本委員 それでいいんですね。

○山崎氏 すみません、ただ単純に4倍したのではなくて、ビルディングの数というのには、納屋とか農地の小屋とか入りますので、それぞれの割合を差し引いたものと、平均的な世帯の家族数、それから大ざっぱに予測したのが4,000人ということです。

○松本委員 一般的にインドネシアでこういう生産林を使う人というのは、どのくらいの遠くから来る可能性があるんですか。それを何かご存じですか。

○山崎氏 その辺の調査はしておりませんが、生産林というのはその場所しかありませんので、現地に住んでいる人たちがそのまま使っているのかなという予想をしております。

○松本委員 そうすると、そのプロジェクトエリア内に住んでいる人たちであろうということは、ほぼ間違いない。

○山崎氏 そうですね。

○松本委員 これはかつて世界銀行のカンボジアの森林のプロジェクトの中で、そのプロジェクト地域を、その当該森林から5キロ以内にしてしまったがために、それより外で使っている人たちが影響住民に入らずにインスペクションパネルにかかったことがあるんですね。なので、私はインドネシアのこの地域のそうした生産林の利用についてはあまり詳しくないので、ここがどうであるとは言えませんが、そういうことまで踏まえても、おおよそこの人数で大体大丈夫だろうという、今のお話でいくと、そういうことですか。それとも、それはもう少し本格調査が必要だなということですか。

○山崎氏 そうですね。

○松本委員 ありがとうございます。33番ですが、これは既に話していることですが、地域経済への影響というふうに私が書いてあるものを補償問題に置きかえてしまうことに、やはり危惧があります。やはり、地域経済で今まで半自給的だった人たちが現金化されるとか、新たな職業につくとか、そういうことに伴う影響というのは、単にその補償問題という言葉ではないと思いますので、補償費とかここに書かれていますけれども、それよりもその後の生計回復がうまくいかない場合についてどんな原因があるのかということについて、もう少し言及していただきたいということでもありますので、補償と生計の回復というか、新たな生計手段にフィットしていくというのは、ちょっと分けて考えていただきたいというのが33番であります。

34番はいいですね。

以上で、私はこれで終わります。

○作本主査 ありがとうございます。

34番もよろしいですか。今ので。

○松本委員 はい。

○作本主査 それでは、次のステークホルダーのほうに入ります。35番以下、石田さんのほうからお願いします。

○石田委員 お答えありがとうございます。それで、DFRはどのレベルまで配布されるというか、実際に共有されることになるんですか。それを知りたかったんです。カラワン県の人たちもこのDFRを見るということですか。

○宮本 実際の報告書をどこまで配布するかと。

○石田委員 報告書ないしはサマリーかもしれませんが、DFRの結果はこうだったということはどこまで落ちるのかなということが、ちょっと気になったものですから。

○作本主査 英語でやるんでしょうね。現地語に翻訳という手間はかからないですね。

○上田 最終的には報告書は、現地語に直します。

○作本主査 インドネシア語に直すんですね。最終的に直す。

○石田委員 もっと平たく言えば、DFRのサーキュレーションをどこまでするのかということですか。

○上田 DFRの会議にはカラワン県の人参加するということで、DGCAIには呼んでもらっています。それはカラワン県の、県の計画関係の土地利用とか、そういった関係の人たちがそのDFRの協議には参加されるということです。基本的には、レポートの配付先はカウンターパートである航空総局に対して配布します。

○石田委員 ありがとうございます。カラワン県はDFRの協議プロセスに参加するということですね。ありがとうございます。

36番ですけれども、36番、お答えありがとうございます。ただ、お答えを子細に読むと、現在の法律でこのようにすることが義務づけられているという言葉が随所に出てくるんですね。それは法的なプロセスとしてはそういうことだというふうに理解していますので、粛々と進められるんだというふうにまた理解しています。

ただ、今回の調査結果として、空港が与えるインパクトというものがやはり大きいのがゆえに、法律をきちんとやっぱり守ってやるのが重要であるというようなことは、どうなんでしょうか、結論の一つとして提言できないものかどうか、言及できないものかどうかということ、私はここで質問ではなくてコメントとして申し上げた次第なんです。空港建設の場合、僕も空港建設は経験していませんのでわかりませんが、影響力が大きいものに対しては、普通は当事者を早く巻き込むのが鉄則なんですね。ODAの場合、それが難しいことはもちろん理解しています。いろんなオプスタクルというか、障害もあるでしょうけれども、早めの段階で当事者からやっぱりお話を聞く、農民、住民、移転者、それから空港ができることによって影響を受ける住民、周りの人たちにお話を聞くことは、計画する側という大変ですけども、政府側にとってもプラスになることが多いので、それをぜひやってほしいということ、ここを言及させていただいているんです。

これは、いずれにせよコメントとしては残したいと思います。以上です。

○作本主査 37番は私のほうですけれども、インドネシア大のRudiさんという方がいろいろ助言されているということなんですけれども、彼が言うように、実態はケースバイケースであって、この戦略アセスとか空間利用はまだ整理されていないんですね。そういうことで、実際はケースバイケースで、細かな規定はないと、こういうような書き方をされているんですけれども、私も来る直前にもう一回確認してきまして、2009年のこのKLHSという戦略アセスを導入しており、さらにそれにかかわる規則というんでしょうか、下位法令が、大臣令になりますけれども、その前後で出ております。この27号というのですね。ここでやっぱりダイアログを行いなさいと、あるいはパブリック・コンサルテーションですね。あと、こういうようなことをするようにというような規定がはっきりと書かれております。実際のやり方について、まだインドネシアでの戦略アセスの進め方にはまだ固まった方式はないかと思えますけれども、やる方向であの国は動いておりますので、この細かい規定もご参照されて頑張ってください。

回答のほうは、コメントを確認しましたということで、私はありがたいと思っています。

以上です。

38番のほうに。

○松本委員 38と39はわかりましたが、40番ですが。

○作本主査 さっき出てきたのは15番ですね。

○松本委員 多分、直接つながるかどうかわかりませんが、私はやはり、ガイドラインに遵守できていないのであれば、それをよしとすることはできないという立場なので、「ここに書かれていることで」と書かれていますが、これは今回の調査と、先ほどの石田先生のご質問に対するお答えですと、この調査の後、つまりこの調査は1回コンプリートさせた後にステークホルダー協議があるというふうに理解をしたんですが、そもそもステークホルダー協議というのは、この調査報告書の中身を、どう住民の見解を踏まえたものにするかどうかのためにやるわけであって、この調査を住民に周知させるためにやるわけではないというのは、今さら言うまでもないと思いますが、とすると、今おっしゃられているやり方は、ガイドラインを遵守しないということで理解してよろしいですか。

○山崎氏 ガイドラインに当たる項目というのはどのあたりをおっしゃっているんでしょうか。

○松本委員 これはそちらに書かれていたんじゃないですか。ガイドライン上はステークホルダー協議しなければいけないという。

○山崎氏 具体的にガイドラインはどこの情報のことをおっしゃっているのか。

○松本委員 これは開発計画調査型技術協力のカテゴリーですよね。これって、まずスコーピング段階で確かステークホルダー協議がありますよね。16ページの3項ですか。カテゴリーAについてはスコーピング案を情報公開したうえで、現地とステークホルダー協議が行われるというのがありますよね。

それから、3.4.4.3に、カテゴリーAのプロジェクトについては。これは違うんですか。非常に自明なので、私、聞かれること自体が非常に、えっと思っているんですけども。私がなぜこのガイドラインの明確な条項を説明しなければいけないのか、極めて変な気持ちをしているんですけども、審査課としてはどうなんですか。

○青木 厳密に言うと、旧ガイドラインだと、旧ガイドラインのほうを見ようと思っているんですが、新ガイドラインであれば、今おっしゃったとおり。

○松本委員 旧ガイドラインもそうですね。カテゴリーAについては、多分ほぼ同じはずです。ちょっと私も持って来なかったんですが。ここについてはほぼ同じはずです。

○青木 そうですね。12ページの3.2.3というところの、旧ガイドラインの7番ですか。JICAは上記を踏まえ、環境社会調査結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。カテゴリーAの調査については、同案を情報公開するとともに、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を最終報告書に反映させるということで、これは確か新ガイドラインと旧ガイドラインと記載は変わらないはずですが、項目は違うかもしれません。

○上田 先ほど説明いたしました空間計画の策定において現地の住民などを呼んで公聴会を開くという制度があるということで、それを支援するという形で、そこまでこの調査でやるべきじゃないかということで、今、追加の作業としてそれをするかどうか、検討していると。

○松本委員 つまり、これは相手国政府の法律を理由にしているように見えて、実はこの調査全体の制度設計の問題だと思うんです。つまり、相手国政府がステークホルダー協議ができる段階というのは、相手国政府の制度がわかっているならば、最初からわかっていたはずで、その段階までを今回の開発計画型技術協力の、その全体の作業スケジュールに入れてしまえば、この中でできたことであって、別に相手国政府の法律が云々というのを理由に、この事業に対して遵守できないというふうにするのは、私は間違いで、もともとの最初の手違いじゃないかというふうに思っているんですけども、なので、もしそういうこ

とをされるのであれば、何らかの説明が必要ですし、私は少なくとも自分の立場からは、これは認められないとしか言いようがありません。明らかにガイドラインに沿っていませんから、この調査自体を、明確なガイドラインに沿っていないものがある、しかもステークホルダー協議についてはかなり議論をしてこの条項をつくっています。カテゴリAとカテゴリBの最大の違いは、ステークホルダー協議なわけです。

従って、そこを除いてやられてしまっただけでは、今後また同じような例外のようなものが起きてしまうことにもなりますし、これはこちらに申し上げてもしょうがないですが、私としては、これはさすがに、今のご説明だけでは、はい、わかりましたとはとても言えないですが。

○上田 インドネシアの制度、それに乗っかって調査があったというだけではなくて、実際は現地ステークホルダー、住民を含めた協議というのをインドネシア側には働きかけてきたわけなんですけれども、彼らは逆に住民の利益ということも考えて、土地問題がいろいろ生じるということで、この手続の中ではまだできていないということになっています。ですから、そのところをJICAガイドラインに書いているとおりにできていないということで、今、追加作業として、現地政府が行う公聴会への支援というものを検討しているということです。

○松本委員 しかし、決まっていないし、2月6日までにそれが確定するという保証はないわけですね。

○上田 ないですね。

○松本委員 40番はそういうことで、先ほど15番の関連でというふうに振りがありましたけれども、石田先生。

○石田委員 今おっしゃっていただいたのは何番ですか。

○松本委員 15番のときに、先ほど私は関連性がちゃんとは見えていなかったんですが、そのときの石田先生の何かコメントが40番に関係していたと。多分、この最後の3行のところじゃないですか。公共事業計画の公表に伴い、ということですかね。

○石田委員 ああ、これですね。すみません、やっぱりちょっと時間が経つとだめですね。

○松本委員 じゃ、ちょっと先に進んでいるとまた思い出されるかもしれません。

41ですが、41で伺いたかったのは、対象地域の選定はわかっています。書かれていたもので。私が知りたいのは世帯の選択です。どのようにそれぞれの24世帯を選択されたのか。ランダム、無作為抽出で行われたのか、あるいは貧困分析をされて、それでやられて

いるのか。それとも何か性別を加味された分析方法なのか。それとも極めて任意なのか。

○山崎氏 これは、対象の地域をまずバリエーションの最大限、といっても三カ所ですけれども、三カ所の地域を選定して、選定した中から無作為に。

○松本委員 無作為にやったんですね。

○山崎氏 はい。

○松本委員 何かランダム、乱数表か何かを使われてやられた。

○山崎氏 乱数表は使っていないですけれども、そもそも住民が少ないものですから、ここからここまでの範囲を全世帯やりましょうということで、道から見える家。

○松本委員 それって、無作為と呼ぶんですか。私、社会調査を専門にしましたけれども、それは任意にやったということですよ。意に任せてやったんですね。無作為って、要するに確率的に必ず同じものになるものを無作為と呼びますけれども、それは道路から見えたところに任意に訪問されたということですよ。

○山崎氏 そうです。

○松本委員 ただ、確かに、例えば30世帯中24世帯であれば相当なんですけれども、これ、母数は大体どのぐらいかわかりますか。A、B、Cそれぞれ。

○山崎氏 母数は、ほとんど50%以上、その地域の、ここに住んでいる人たちの50%以上は調査しております。端から端まで全部やっています。

○松本委員 逆に今のお話だと、道路に近い人たちに対するバイアスがかかる可能性はあるという感じですね。

○山崎氏 ほとんどいないというか、道路際にしか人は住んでいませんので。

○松本委員 私もよくやりますので、このバイアスはいつも頭の痛いところなので、ちょっと聞いておきたかったことで。つまり任意に道路から見えるところを訪問していったということであれば、それで理解しました。

以上です。

○作本主査 それでは、その他のほうに移ります。これが終わったところで小休止ということで、ちょっと時間をとりたいと思います。

○石田委員 先ほどの40番の話ですけれども、ちょっと連関性が思い出せませんが、やっぱりステークホルダーミーティング、気になりますね。ステークホルダー協議は、実際にはカラワン県レベルとまでやられているわけですね。本計画の調査の中では。

○宮本 カラワン県の計画局とは。

○石田委員 ミーティングをしているわけですね。そういう意味で、カラワン県とはステークホルダーミーティングをしていると。ただし、それ以下のレベルというか、行政的に見て上から見ていくと、それからその下のレベルにはまだ落としていないということですね。

○宮本 はい。

○石田委員 42番ですね。ごめんなさい、私の質問がFig7.3.1と書いていますけれども、これは間違いですね。Fig7.1.3です。Fig7.1.3 showsですね。わかりました。ただ、その行き先に示された複数空港というのは、ロンドンやニューヨークだったり、先進国というのはちょっと気になる場所ですね。途上国でないというところはちょっと気になってはいます。でも、一応コメントはそういうところです。

それから、43番は、お答えいただいた答えは、はい、そうだと、ゴルフ場だけが制約要因ではありませんというのは、僕はもちろんわかっているんです。住宅があるということは。でも、何でゴルフ場をこんなところに持ち出すのかということなんです。もうご存じのように、インドネシアでゴルフするのは、エキスパートリエットとって、高給をもらっている外国人と、それから高級官僚と、お金持ちの人たちだけなんです。普通の人にはゴルフなんてしません。私もインドネシアに4年いましたけれども、私のカウンターパートの政府職員はゴルフなんて一切できません。そういう人たちじゃありません。だから、ここでゴルフを持ち出す理由はちょっとまずいんじゃないかなと思うんです。庶民、いわゆる国全体の交通需要を喚起する中で、国民のための、インターナショナルパッセンジャーのための空港じゃなくて、これはドメスティックのためのパッセンジャーの空港なので、そうするとドメスティックの中には、にわとりを飛行機に持っていくようなおばちゃんとか含まれるわけです。田舎に行けば、今でもにわとりとか運んで、気圧がかかると後ろでコケッココと鳴き出す、そういう国ですから、そういうところでゴルフコースというのは何かやっぱり似つかわしくないなと思ったので、ちょっと書かせていただきました。

それから、44番ですが、おっしゃることはわかります。インドネシア経済は、今は弾力性があって、格付けも上がっているんで、危機を克服できるだろうと。もし何かあったとしても、今の。私は経済の専門家ではないので、あまりは突っ込みませんが、欧州発の経済危機だとかささやかれている中、そういうことが起きたとしても吸収できるだろうと、そういう理解でよろしいんですか。そういうものはもう込みで、この計画は立てるんだと。

加速度的に伸びているというのは確かにわかります。だから直線的ではなくて、加速度的、指数級数とはいかないまでも、予想よりも大きく伸びているというのはわかります。ただ、その予想より伸びている中でも、経済崩壊を引き起こすというところまで、私は質問していません。一時的なステップバックと一時的なマイナスというのは踏み込んだ、読み込んだうえで、この報告書が出るのでしょうか。

出るタイミングは、恐らく今、欧州の経済も全然よくありませんよ、ニュースを聞いていると。そういう段階で非常に楽観的なシナリオを、上に右肩上がりのシナリオを書いていいものかどうかというのは、私の根本的な疑問です。だから、経済的評価レベルを引き出さなくても、需要不足は引き起こすんじゃないですか。もし、そういうことがあれば。

○上田 需要予測、20年、30年やりますので、その中ででこぼこというのは当然あるわけで、そのでこぼこまでがいつどういうところまで起こるといふ予測はできないということと、将来的にGDPが、例えば5%で伸びていけば、他の国の事例から、航空需要はそれに弾性値を考え、5%より若干高いぐらいの伸び、そういった大ざっぱな予測をしております、今、欧州で起こっていることが来年、再来年、どういうふうに影響するかというところまで、長期的な予測の中では検討していないということです。

○石田委員 そうすると、弾性値を含めた予測の部分と、それとは別に世界経済にわたってのリスクの部分というのは別個に考慮されるというふうに理解していいんですか。別立ての項目なり、別立ての文章なり、別立ての段落なりで書かれるというふうな。それとも、そういうところはマイナーのところなので、特に考慮はしないと。

○上田 そのでこぼこも含めて、将来的に、例えばGDPは5%伸びるといふ、10年後まで10%、それ以降は4%とか、そういうような設定にしております。

○石田委員 まだちょっとよくわからないんですが、その伸びるシナリオはシナリオであるとして、通常、計画をつくるのに、伸びるシナリオはシナリオとして、howeverというのがやっぱりあるんじゃないですかね。リスクがこれだけあるというのが。リスクを書く章は。

○上田 それは感度分析みたいな形で、ハイケース、ローケースというようなものは需要予測の中で設けております。

○石田委員 今回の場合は、例えば私がここで出したような、経済の足を引っ張るようなマイナス要因というのはDFRの中で考慮されているんですか。すみません、分厚くてそこ

まで読み切れなかったんですけれども、教えてください。

○上田 個別の事象について、ヨーロッパがどういう状況であるとか、そういうところは考慮していません。

○石田委員 わかりました。

○作本主査 すみません、ちょっと私自身の質問で2番目の、前に聞きそびれてしまったので、よろしいでしょうか。ちょっと戻るようで申しわけありません。

2番なんですけど、LCCの、いわゆるlow-cost carrierという、今はやりの安い飛行機便ですよね。これが増えた場合の航空競争激化によるマイナス要因というようなことで記述があるんですけれども、それに対する答えもLCC利用のことが触れられてはいるんですけれども、私は何かインドネシアに住んでいたとき、LCCはまだはやっていなかった時期でもあるんですけれども、ご存じのように、どちらかというとしょっちゅう飛行機は落ちていますよね。異常気象やらで、飛行機が落ちても海に落ちても何人も見つからないというか、そういう状態なんですけれども、その理由は、かなり安い料金で荷物の重さもはからずに、ということで、かなり中小零細が無茶をやっているということで、私は新聞などで読んでいますけれども、そういう意味での過当競争、中古の飛行機、今、中国からも買っていますけれども、そういうようなことによる事故の可能性は高いんじゃないかと思うんですね。あるいは飛行士の技術力がないとか。あともう一つ、さっきの繰り返しですが、貨物の重量制限、これを守っていないとかよく言われることですが、私の恩師もやはり飛行機事故で亡くなったこともありますので、実際もうしょっちゅうというか、こういう事故が起こっているわけです。

そこのあたりは、この前の2番の関連で、ローコストよりもむしろ大きい問題がインドネシアの運輸行政というんでしょうか、人材育成というか、そのあたりで起こっていると思うんですけれども、一時期、インドネシア国内では飛行機事故を減らすための働きかけは政府でやっていたはずなんですけれども、何かそのあたりはいかがでしょうか。low-cost carrierばかりご解説があるんですけれども。

○上田 事故は依然としてインドネシアでは起こってはおります。それはlow-cost carrierが事故を起こしているというばかりでもなくて、ガルーダも起こしていますし、メルパティも起こしています。やはり全体的に安全の文化というのが低くて、そこにパイロットがちょっと無茶な着陸を試みたり、あるいは整備の技術が低いということはあるだろうと思います。それについては、インドネシア全体の問題として、やはりご指摘のように大きな

問題としてはあると思います。

○作本主査 自然というか、気象が変わるたびに事故が起きますよね。船が沈没、飛行機が落ちる、毎月のように起こっていた時期がありましたけれども。わかりました。

それでは、今のこの評価項目について、よろしいですか。

それではここで小休止ということで、16時5分まで10分間休みということにさせていただきます。

午後3時56分 休憩

午後4時07分 再開

○作本主査 じゃ、5分になりましたので、始めたいと思います。またこれをパソコン上で直す方、お手間かけますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、もうご存じかと思うんですけども、この場で文章を確認しながら、残す、あるいは削る、どこか他の番号と束ねる、そういう作業を続けて始めていきたいと思いません。

それで、1番から、まず全体に係るところで、項目が、全体については二つあります。

私も先ほどの話で、1番のこの地上げ運動、訴訟、こういうのがあって、もう既に新空港ありきというストーリーじゃなかったということ、先ほどお聞きしましたよね。それで、一応了解したということで、1番は削除させていただきます。

2番目については、やはり回答がLCCだけありますし、これからのインドネシアの航空行政にかかわるということで、ちょっと文章をどうするかということもありますが、他にも内容的に重なっておりませんので、残すということで、2番目は残すという形にさせていただきます。

文章を短くするのも一緒にやるんですか。

○石田委員 はい、助言として残す、例えば何々すると。

○作本主査 それでは、ちょっと長いですから2番目の文章は。

それでは、私のほうで。インドネシアではむしろ中小零細の航空機会社の乱立…といった助言の形の文章にしなければいけないんですよ。

○青木「何々すること」という形にさせていただいております。

○作本主査 それでは、「インドネシアではむしろ」からずっと来まして、「浅さなどが起因しているとのことであり、事故に対する対策を留意すること、検討すること」、そんなことで、一般的な内容でありますけれども。事故防止対策ですから、事故防止対策に対

する検討。

○上田 この調査の中で何か対策を考えるというのはちょっと難しいです。

○作本主査 今回は空港をつくることでありますからね。そういうことで人材育成まで入っていないと。

○上田 他にJICAの技術協力プロジェクトで、安全性を向上するための技術協力もやっておりますし、あるいは事故調査委員会、事故調査の能力向上ということも、今はもう終わりましたけれども、やってはありました。ですから、ちょっと調査の中で何か対策をとるのは難しいと思います。

○作本主査 これを取り込むというのは難しいですね。

○石田委員 横から口を挟むようですが、テーマはLCCではなくて、むしろ中小零細の航空会社の現状。事故の現状、管理の現状について触れるべきではというようなことではないかと、読みながら理解したんですけれども。

○上田 ただ、実際に事故を起こしているのは中小零細会社だけでもないです。

○石田委員 ここで挙げられている、過当競争による中古機の利用だとか、航空機の未整備や飛行士の能力不足、貨物の重量制限を守らないことによる墜落事故や安全性の確保の意識の浅さというものに関しては、いかがなんですか。そういう点については。そういうものに対して調査団がどう配慮して、考慮していくかというところ。

○上田 これに対して、どう配慮していくかですか。

○石田委員 認識するのかもしれないかというところもありますし。

○上田 この認識は、ある程度当たっている部分はあると思います。最近、古い飛行機はかなり減ってはきておりますけれども、あることはあるし、重量制限の問題、ちょっと実際に確かめていないのでわからないですけれども、その他についてはそういうことが一般的に言われていると思います。

○石田委員 DFRの段階で、私たちが今この段階でこういうふうにしていただきたいということを加筆することは可能ですよね。僕もいつもそうやってきました。そういうふうに助言を申し上げてきましたけれども、こういうところは加筆してくださいということは、JICAとしても受け入れていただけたところですよ。

○上田 ええ。そういう対策について留意する。

○作本主査 対策に留意するという、抽象的ですがけれども、留意。今回は空港をつくるわけですよ。空港を別につくると。そのときに……

○梅永 例えば滑走路長が足りないから、大きい、例えば2,000mでは不十分だから3,000mにするとかいうのはハードのほうの設計で、安全を向上させるというのではありませんけれども、こういう人の意識の問題だとか制度の問題だとか、そういうところはここの調査のスコープとは切り離された、別のもうちょっと上の概念というか、そっちのほうなので、これで留意するというの、皆さんそれは何かしなければいけないですねという、その総論はわかるけれども、じゃ、具体的な話になると、ちょっと調査の中では難しいかと思うんですね。

○作本主査 すみません、時間が来てしまいますから、ペンディングということで、次に進めさせてください。

じゃ、3番目のほうに移りますが、このあたりは、水源と保護区、これ、他とどこか重なっていましたよね。生産林としての保護区及び地域の同意。周辺の村への水源地。こういうようなことで適切な対策が望まれるということですから。

○石田委員 私が21番で、サイトE-4の水源地帯への考慮をもう少ししていただきたいというようなことを、質問の形で書いていますね。だから、そういう意味では。

○作本主査 それじゃ21番は重なりますね。保護区とか何かではありませんでしたか。

○石田委員 無理にまとめ上げなくても、別々に出してみても、後で並べたときに合うようであれば、合併するなりするのはどうでしょうか。

○作本主査 じゃ、今のナンバー21は他の要素も入っていますので、3は残すということをお願いします。

4番、これは先ほど、20年前の改めてIEE初期調査を行うということでしたので、それはもう除いていただいて結構です。4番削除。

5番目。日比さんのこれは。

○日比委員 これは、これを記載して、この16の62のところでも記載していただくということなので、これは削除していただいて結構です。

それから、6番。松本委員からも、この重みづけについてのより全体にかかわるご意見をいただいていたので、基本的に言っていることは、むしろここは自然環境に特化していますけれども、問題意識としては重みづけのあり方ですので、松本委員のご意見のほうに集約していただいていいんじゃないかなと思います。

○作本主査 本件の考え方によるんですね。

○日比委員 そうですね。

○作本主査 どうでしょうか。松本さんのところで一緒に議論してよろしいですか。

じゃ、6番。

○日比委員 ここからはとっていただいて結構です。

それから、次7番ですね。7番は、ちょっと表現を変えていただいて、「16.10.4の影響評価についてはその具体的根拠を示すこと」ということにしてください。意味しますところは、確か、電池が切れてしまってもとの評価が見られないんですけども、確か保護林だから幾つとか、プランテーションと書いてあって3とか、Paddy Fieldsだから何とかという、確かそういう評価の記述の仕方があって、ここでは基本的にそれだけで何でその評価になったのかわからないというのが私のももとの疑問だったんですね。

このご回答の中でいろいろご説明いただいて、むしろこれが書いてあって、評価がないといけないんじゃないかなと。多分、後のほうの自然環境の議論もお伺いしていて、どうも土地利用区分をそこに書いていらっようなイメージがあって、むしろその区分がどうなっているかというのを、実際どうなっている、その地域の生態系なりがどうなっているかということ根拠に評価すべきだと思いますので、ここでの助言案としたら、「この評価については具体的な根拠を示すこと」、あとはなくてもいいと思うんですけども。

○作本主査 その先をずっとよろしいですか。

○日比委員 はい、それをとっていただいて、意味するところはこの右に書いていただいているような、具体的な評価の根拠を示していただくと。

○作本主査 評価の根拠というふうにしたほうがいいですか。

○日比委員 「評価については具体的な根拠を示すこと」で、7番は。

8番です。これは別に、削除するというふうに書いていただいているので、別にわざわざ残すほどのものではないと。

○作本主査 そうですね。削除しますということで。

○日比委員 それはもう了解したということで、8は削除していただいて結構です。

それから9はどうでしょうか。確か似たような問題意識を石田先生や松本先生も、後ろのほうでされていたかと思います。このまま残してもいいですし、後ろのほうで。

○作本主査 local economyも、この後、幾つも意見がありましたよね。松本さんからあったように。

○松本委員 自発的住民移転とlocal economyとland use、natural resourcesですね。

○作本主査 じゃ、とりあえず今残しておいて、後で改めて、松本さんまで話が終わったところで判断することにしましょうか。

○日比委員 次の10番は、これは「低いとあるが、評価を再検討すること」で、基本的な、右にいただいている形で結構だと思いますけれども、記録には残したいと思います。その後はとっていただいて結構です。

それから、11番は、これはもうミスということで、この11自体、コメントを削除いただいて結構です。

それから12番は、この前半は了解しました。ここで何か突っ込んで議論することということではないと思いますので、最後の森林破壊のところですね。「既存森林の転用があるので、森林破壊に起因するGHGの排出について評価すること」。その上も全部取っ払っていただいて、結構です。

13はどうでしょうか。これもさっきの重みづけの議論と絡むところかと思いますが、ちょっと。

○松本委員 これは、重みづけはさらに上です。

○日比委員 確かに、重みづけというよりも、それは。

○松本委員 これは単独であったほうがいいと思いますね。

○日比委員 単独で。提示せよと言っているのです、そのまま残します。

○松本委員 ただ、これ動植物への影響だけにとどめていいかどうかですね。

○日比委員 そうなんです。そういう意味で、この、単に自然環境の部分だけじゃなくて。

○松本委員 つまり重みづけでE-4が合理的と判断されているけれども、それでもたくさん負の影響があると。にもかかわらず、これがoptimalだと判断する理由ですね。そういうことですよ。

○日比委員 そういうことです。

○松本委員 比較優位なだけじゃなくてということですよ。

○日比委員 そうなんですよね。どういう。だから、動植物への影響においてというよりは、「代替案の検討においては、負の影響が予測される項目があるにもかかわらず、E-4がoptimalと判断されているが、その合理的根拠を明確に提示すること」と。

○作本主査 じゃ、次のほうもいきましょか。14番。

○松本委員 これ、MCAと書いているんですか。それとも日本語で書いたほうがいいんですか、こういうときって。多基準分析という言葉を使ったほうがいいか、それとも

MCAでいいんですか。

○石田委員 日本語で書いて括弧して、(MCA)とやるのはどうですか。

○松本委員 多基準分析(MCA)ですね。「の方法上の問題点とそれへの対応を明記すること」というのが一つかなと思うんですが、どうですか、そんな書き方。「多基準分析(MCA)の方法上の問題点とそれへの対応を明記する」と。日比さんが書いている、例えば絶滅危惧種の話って非常にわかりやすいから、残したいんですけども、どうなんですかね。

○日比委員 ここの後に、「例えば」という形で、そちらに移して。

○松本委員 例えば、にしますか。「方法上の問題点とそれへの対応を明記すること」。

例えば、日比さんの何番でしたか。

○日比委員 6番ですね。

○松本委員 「例えば絶滅危惧種の生息が確認されたとしても、全体評価の中では2%の重みかない」、これで切って、「また」、そこは6からカットアンドペーストでもよかったですね。「仮に」とついていて、その次ですね。「絶滅危惧種の生息が確認されても、全体評価では2%の重みしかない。また、貧困層の生計への影響は基準となっていない」。「仮に」じゃなくて「例えば」のほうがいい。

これで読んだらわかりますか。本当はここにもう一文入れたほうがきれいだと思います。ですが。「こうした点について」というのを打って書いたほうがきれいではありますが。これでわかりますよね。

○作本主査 よろしいですか。

○日比委員 私はこれでいいと思います。

○松本委員 これで15も含んでいる。

○作本主査 15も含められますか。

○松本委員 はい。それで15も含んでいると。

○作本主査 今の6番を詰めていますよね。6も吸収したと。

○松本委員 で、15も含めて。

○作本主査 15もよろしいですか。これに入ったということで。

じゃ、16番のほうにいくんでしょうか。私は、このウミワシの日比さんのと重なりますよね。このあたりの生息域のことを。

○日比委員 こういうのはどうですか。私のほうが、「法的保護下にある」と記述されてい

るけれども、それを詳細に説明すること」と。さらに先生の、「飛行機との衝突が起こらないか」。

○作本主査 これ、飛行機はなくても構いません。

○日比委員 いいですか。じゃ、「詳細の調査の必要性が記述されているので、対策として追加的な評価について明記すること」。じゃ、対策も含めることということで、この私の17番をそのままということで。

○作本主査 17番をそのまま残すという形で、16はとっていただくということで。日本語入れておきますか、White-bellied。これ、いいですか。

○日比委員 どちらでも。すみません、私、そのとき調べるのが面倒くさくてそのままこれを書いたんですけれども。両方、併記で書いておけば。

○石田委員 いろんな方がこれを読むでしょうから。

○作本主査 他にございますか。

○石田委員 16番の回答をされている、「次期EIA調査により営巣地や行動範囲について調査します」とありますので、これは、例えば次期EIAの調査に、これこれこういうことをTORに含めることなんていうのは、どうでしょうか。念を押すような形になるかもしれませんが。もし必要であれば。

○作本主査 具体的に入れていただければ。

○日比委員 じゃ、「詳細な説明を付加すること。また、次期EIA調査により、営巣地や行動範囲などを含めた調査を行うこと」と。「追加的な調査を行うこと」ということで。

○作本主査 それでは、生態系はまた次にいきますけれども、再植林、18番。

○日比委員 ここは、このまま残していただければと思います。

○作本主査 そのままですね。

○石田委員 じゃ、19番です。19番は、お答えいただいた内容は、もう既に報告書の中に書かれているということでしょうか。「想定しました」、「想定しています」と二つあるんですけれども。いかがですか。もう既に文章の中に入っているのであれば助言は残しません。

入っていますか。

○上原氏 入っています。

○石田委員 じゃ、これは落としてください。

20番は、四つ目だけは残そうと思うんですね。若干、漠とした助言になるかもしれませ

んが、後ほどステークホルダー協議とか住民とのかかわりについて詳しく出ると思いますが、ここではこのようにしたいと思うんです。「計画策定について」、次はそのまま文章を生かして、「地方政府との丁寧な対話を継続し」ですね。今現在もやられておられますから、「継続し」。「計画策定について地方政府との丁寧な対話を継続し、かつ予定対象地における農民の声を早い段階で計画に反映させること」と。ですから、もう既に調査は終わられていますので、これへ次への提案ですね。もうこれ以上調査はなされないでしょう。DFRが出ているわけですから、本調査は終わりですものね。ですから、基本的にはこれを提案していただきたいんです。

だから、それを「提言すること」というふうにしてください。「計画策定について地方政府との丁寧な対応を継続し、かつ予定対象地における農民の声を早い段階で計画に反映させることを提言すること」……おかしいな。「反映させることを提言すること」、何か日本語としておかしいですね。「早い段階で計画させるよう提言すること」。ありがとうございます。

それから、21番ですが、内容を生かしつつ、ちょっと文章をかなり変えます。

まず、サイトE-4はそのまま使って、「サイトE-4における水利用と水利権、地下水」、括弧して場所を明確にするために、P17の31、32と。「(P17-31、32、スコーピング表中10番及び14番)の影響の度合いを再評価すること。さらに、水資源に与える負の影響を緩和するためのモニタリングについても明記すること」。

ちょっと複雑になってしまうんですけども、水資源なのでまとめてやっておきます。「並びに」から以下は、もっと下のほうに「住民へは」というところがあるんですが、それをそこまで削ってください。「並びに住民に対してリスクを協議する機会を早い段階で確保すること」。

以上です。

○作本主査 21番、ありがとうございます。

それでは、22番、作本ですけども、これは「当該地域は」から残していただいて、その前は全部カットです。「当該地域は貧困地域に当たるので」、ずっと間を飛ばしまして、「雇用策などを通して、貧困者の生計確保などに留意するべきである」。「こと」のほうがいいですか。「などに配慮すること」で。

次が、この文章そのまま、土地の登録者が30%ということですので、無登録者も保護すべきだと。これはそのまま残してください。

24番、松本さん。

○石田委員 23番は、「すること」なんですか。

○作本主査 「すること」で。対策を実施すること。「対策を検討」ですね。

○上田 この後の、ララップなどをつくる時にという。

○作本主査 ララップとの関連について入れますか。そのほうが。

すみません、主語の、「30%にすぎないことがあります」、そのようにします。

「作成時には対策を検討すること。」、過ぎないとの。「との」は要らないですね。

○松本委員 これはそういうこともあるということですか。

○作本主査 こういう情報の一つ。

○松本委員 じゃ、「との」は要らないですね。

○作本主査 過ぎないことがあります、作成時には。

24番のほうからよろしいですか。住民移転のことで幾つか書かれていますけれども。

○松本委員 もし、何かこれ合わせたらというのがあったら、言ってください。24は要らないです。

○作本主査 24は取ってしまっていていいですか。25は。

○松本委員 ああ、24ごめんなさい。取っていいのか。

○作本主査 人数把握のこと、大丈夫ですか。

○松本委員 今回の、これって審査課に聞くべきなのか、ドラフトファイナルのコメントというのはどこまで。要するに何か追加調査できるんですか、ここから。これを生かして。そんなこと考えないでいいというような考えなら別ですけども。

○青木 基本的にはもう、このままファイナルレポートをつくるという前提で進めます。

○松本委員 我々はどこまで。今までどうされていきましたか。結構そういうことも考えてやっていますか。もうこれ以上の追加調査は無理だから。

○作本主査 僕も流れがわからないですけども、ドラフトの範囲なので、そこで固めてしまうわけですね。

○石田委員 私は確認しましたけれども。審査部側というか、こちら側で、追加調査できますかとか。その上で、追加調査をしてほしいという場合には追加調査というような言葉をどこかに入れたと思います。納得できなかった場合。納得できた場合には、じゃ次の調査への提言として、提言することというふうにしていました。ですから、やはり起案者の考え方次第だと思います。

○松本委員 べきであるとは言えるんだけど。

○上田 EIAをやるときに、その土地を実際に使っている人の分布などを調査して対策を考えるとというような対応を提案しているんですけども、それでよろしいですか。

○松本委員 要するに自分の中で、この案件についての悩みは、これは1個上流にあるということなんです。つまり、上流にある調査としてはここまでやらなければ、要するに全部F/Sがあるから、これはF/SでF/Sでとなってしまうと、上流へお金をかける理由がすごく減ってしまうと思うんですよね。

例えば、24で私が何を悩んでいるかという、やっぱり土地を利用している人ってかなり基本的な状況なので、ざっくりとでも上流の段階で把握しておかないと、特に途上国の農村地域で建物の数だけだと、結構問題が起きると思っているんです。なので、本当は把握してくださいと言いたいところではあります。

でも、それでできないという答えが返ってきてもまあいいというふうにとらえるという手もあります。ただ、私としては、これは要するに、何と呼べばいいんですか。これはマスタープランですね。24番、「マスタープラン段階で、土地利用者の概数を把握してほしい」。優しいですね、言い方が。「把握すべきである」。

○石田委員 「把握すること」じゃなくていいんですか。

○松本委員 「把握すること」。ニュートラルでいいですね。把握すること。ということで、できないよと言われてもいいけれども、でもこれはやってほしいなど。

次、25番ですが、「適切な移転が行われることを前提にDにするのは不適當であり、影響と対策は分けて検討すること」。これはもう下は要らないですね。

この手のものが続くんですが、個々そういうふう書いていくのも手ですが、どう思いますか。「非自発的住民移転」「地域経済への影響」「土地利用と自然資源に対しても同様に」……でもちょっと違うんだよな、やっぱり。

○作本主査 違いますよね。

○松本委員 違いますので、ちょっとそこは書かせていただくということで。

じゃ、26はいいので、27番です。ちょっと長いんですが、27番。

さっきの日比さんのも入れてですが、27、「地域経済への影響で」というのはずっとよくて、ちょっと長いですがずっといって、「また、これまでになく現金経済が入ることで収入と同時に支出や借金が増加し、相対的に困窮化することや、生計を回復できないリスクも考えられる。こうしたリスクを考慮したレーティングを行い、それに対する緩和策」、

緩和策からは下を生かして、「それに対する緩和策を講じること」。

これでどうですか、ここは。日比さんの。

○日比委員 ありがとうございます。9番はもうこちらに統合していただいたということで。

○松本委員 先ほど土地利用と自然水源については、もしかしたら違うかもしれないということだったので、これもあえて残して、「土地利用と自然資源に」、これ、私、森とかを使うときは自然資源という言葉を使うんですが、違和感はないですか。natural resourcesって天然資源と訳すのが日本語ですけれども、天然資源ってどっちかというところ何か石油とか、そういうふうに。いいですか、自然資源で。じゃ、「土地利用と自然資源についても」、この「前項と同様に」と書いたほうが楽なんですけど、こういうのはいいですか。

○作本主査 この仮定で動いてしまうとあれですから。

○松本委員 そうすると「前項についても操業中のリスクを考えてレーティングと緩和策を検討すること」。この「も」が変ですね。並ぶから「も」なので、「ついて」ですね。

これでいいですか。わかるかな。ここあまり問題を書いていないですが。

そうすると、また同じものが続きますが。低所得者、これもそういう項目があるんですよ。低所得者へのという、どこかね。

○作本主査 低所得者が随分続きますね。

○松本委員 これ似ているんだけど、項目が別なんです。Low income group、social minorities、indigenous peopleという項目があるので、ちょっとやむを得ないんですが。

これも同じように30番のところですが、「低所得者層などへの影響で、操業中がA+になっているが、これも移転計画や補償計画の内容次第であり、影響評価の段階でそれを前提にした」、これ、レーティングですね。「レーティングをするのは適当ではない。影響と対策を分けて検討すること」。

31ですが、損益の不平等な分配に関する記述で、「補償が便益のようにとらえられており、ガイドラインの条文に従った適切な表現に改めること」。表現だけじゃないんだな。「適切な評価を行うこと」としてくれますか。

最後、32はよくて33番ですが、「地域経済への影響に対する緩和策に書かれていることは一般的過ぎる。この地域で、半自給的に生活する住民への緩和策として、経験から」の

後に、これ、私の意図は補償ではないとわかってくれれば書かないでもいいんですが、このままで、「踏み込んで記述すること」でいいんですが。

○上田 生計回復ということですか。

○松本委員 そういうふうに書いていますね。「生計回復のため、踏み込んで記述すること」。18の147。ああ、そうなんです。ここはresettlement planに新しいincome sourceを入れるとかいうことが書かれていて、これってすごく一般的だと思うんですね。この表現ですね。真ん中ぐらいのresettlement、そこの本当に真ん中ぐらいに、Resettlement plan should include providing new income source by substitution of agriculture and support for new occupation guidance for new livingsとか書かれていて、これって本当に一般的であって、特にこの地域で考えられるmitigationの方法としてやっぱり留意しなければいけないことが、本当の調査としては書いてほしいんです。本当にそれが可能かどうか、とかということも含めてなんです、そういう意味なんです。しかも、これまででインドネシアで本当に代替となる職業とかいうことを提供してきてうまくいったのかとか、うまくいったとすれば、それが当てはまるんでしょうし、そういうのを含めて、本当に地域経済への影響が、収入源とか新しい職業のトレーニングとか何とかでちゃんとできるかどうかということが、私は気になるので、そこに触れてほしいんです。そういう意味なんです、この、過去のインドネシアの事業の経験から、何をすべきか踏み込んで記述すること。

言っている意味がわかりますか。

○上田 具体的に何をすべきかを書けということですか。それはちょっと難しいと思うんですけども、もう少し調査しないと。

○松本委員 いや、要するに、例えば収入向上というのは本当にインドネシアというのはいくのかどうか。あるいは半自給的に暮らしていた人たちに職業を新しく斡旋することが本当にうまくいくことなのかどうか。それを踏まえて書いてほしいんです。これだったら、申しわけないですけども、うちの学生でも書けてしまうんです。

そうじゃなくて、やっぱりインドネシアでたくさん事業をやってこられた立場として、これがこうなんだけれども、それでもやっぱりこういうことが大事だよねということを入れていただきたいんです。だって、なかなかうまくいかないケースを私は見てきたので。正直申し上げて、こういうことが。

○石田委員 だから、こういう場合よくやるのは、ミクロな事業を文献でも探し出してきて、聞き取りも探し出してきて、一覧表にするというのをよくやります。うまくいった、

あるいはうまくいかなかった、その要因というのは。別名グッドプラクティスの探求とみんな呼んでいますけれども、そういうのが1個あってもいいのかなという気が。やっぱりインドネシアは、政策は大がかりで格好いいものが多いんですけれども、失敗しているものはたくさんありますから。本当に。特に住民がかかわるようなことになると、生計向上だとか職業の転換なんていうのは、末端まで目が全然行き届いていません。農業分野も水産業分野も。そういう意味で、私は松本委員と気持ちは共有しますね、この点は本当に。

ただ、マスタープランでそこまで踏み込んで書くのはどうも難しいとおっしゃる気持ちもわかりますけれども、でもやはりここで書いておいて、次のF/Sへの一つの警鐘を鳴らすというか、そういうことはしておいていいんじゃないでしょうかね。

○松本委員 マスタープランだから、過去の事業の経験からというふうに書いているんです。F/Sではなくて。つまり、この事業ではもしかしたら違うかもしれないけれども、これまでの事業で例えばincome generationとかと考えたときに、こういうほうがいいんだよね、みたいなものを、やっぱりこういうところに書いておいたほうがいいと思うんですよ。マスタープランだからこそ。

○石田委員 ちょっと事例は違いますけれども、サンゴ礁の補償、新設埠頭の一部分がサンゴ礁にかかるという案件をこの間審議したんですけれども、そのときもやはり調査団にお願いをして、そのときはまだ調査に余裕があったんですけれども、追加調査が出る前だったので、調査団にお願いして、じゃ、本当にサンゴ礁を新しくつくる、今までうまくいった例を全部出してくださいと。そうすると、オーストラリア、インドネシア、タイだとかメキシコとか、全部引っ張ってきて表にしてもらいました。そういう形で残しておくことは、それもマスタープランでしたから、それで残しておくことは今後のために必要だというふうに私は思います。

○松本委員 とりあえず、言っている内容をもし共有できれば、ここはとりあえずそれでいいのかなというところですが、実は34もすごく似ていて、これはここに書かれていることはそれでいいんですが、収用をめぐる問題を含めて、インドネシアにおいてインフラ事業の際の住民移転に伴って生じるリスクを分析し、これは今後の社会配慮に生かすことと。これはむしろ提言の話になりますが、やっぱりこういうものがマスタープランの中に書かれていることって結構重要だと思うので、住民移転の際のこうした、インドネシアでよく起きる問題点についてはリスクとして挙げていったらいいということです。

以上です。

○作本主査 ありがとうございます。

○石田委員 次、私ですが、その前に、単に形式だけの問題かもしれませんが、25番と30番がもし同じ意味、つまり対策を前提に評価を下げるということがあるのであれば、影響と対策は分けて検討することという、25番と30番がもし同じ意味であれば、一つにできるんじゃないでしょうか。

○松本委員 いいです。私もそれは思うので。25のほうがすっきりしていますね。25のほうがすっきりしているので、25を残して、30は落とす。

○石田委員 25と30は、内容は似通っているんですね。もし違うものであれば、箇条書きでリストにすればどうかな。

○松本委員 ただ、これ場所が違うんですよね。一つの問題はそれだけなんです。これは17の30ページにあるもので、1個前のが17の28か何かの表にあるんです。なので。

○石田委員 じゃ、それぞれ場所はやっぱり括弧書きで明記しておいたほうがいいんじゃないでしょうか、そうでないと。

○上田 場所の欄を二つ。

○松本委員 ページの欄を二つにしていれば、それで助かるんですが。

○上田 7の23及び7の30。

○青木 事務的なところでは、今、この左から三つ目のカラムに章とページが入っていますが、助言として載せるときには、全部ページを入れるつもりではなかったんですね。

○石田委員 わかります。ただ、先ほど私がやったように、ちゃんと場所を特定したいので、僕はページを入れました。表中何番というのは。それは読む側にちゃんと場所を見ていただきたいからと思いました。

○青木 そうしましたら、今、25と30を一緒にするに当たって、二つのページを参照したほうがよろしいですか。

○松本委員 項目が減ったほうが美しければそれだし。項目が多くても確実なのは、両方残っていればいいと。同じようなことですからね。ただ、こちらはDとするのは不適當であると書いてあって、もう一つはA+がおかしいと言っているの。微妙な違いが。

○石田委員 だったら一緒にできないですね。

○作本主査 混乱してしまいますね。

○石田委員 並べるときに近くに二つを置けますが、一緒にできないですね。

○松本委員 ちょっと微妙なところですよ。

○石田委員 じゃ、私のところにいきますが、35番は不要です。ありがとうございます。

36番ですが、ちょっと再確認させてください。マスタープランにおいて、インドネシアの場合は、法律が整っているということは私も理解はしています。このようにきっちり回答に書かれていると。ただし、法律に基づいてマネジメント計画をつくったり、ステークホルダー協議をやるのは、そのときのF/Sにかかわる人たちとか調査団とか随意契約とか、現地再委託を受ける現地のコンサルタントでもあることから、ちょっとしつこいようなんですが、やっぱりこれは残します。

どう残すかという、もっと簡素化して、「ステークホルダー協議の計画策定（対象者、タイミング、課題、方法など）について具体的な提言を行うこと」と。

以上です。

○作本主査 その後は。

○石田委員 その後は全部要りません。「早めの段階」というのはさっき言いましたけれども、要りません。

○作本主査 それで、36番がいい。37番は。

○松本委員 あとで私、石田先生の提言と合わない提言をしますので。ちょっともう一度戻ります。

○作本主査 はい、もう一回もとに戻ってもらって、私もまだ宿題を残していますから。

それで37番、これは私のほうからのインフォメーションですから。37はとって結構です。

38番。

○松本委員 38、39はいいんですが、40です。これは「JICAガイドラインにのっとって現地ステークホルダー協議を行い、最終報告書に反映すること」。こう書いてしまうと、さっきの石田先生の……

○石田委員 いや、私のやつは今回以降の調査という意味なんです。これは今回の調査ですよね。

じゃ、私のほう、「次回以降の調査における」と書いておいていただきます。「次回調査時以降の調査における」ですね。実際、ステークホルダー協議を今回やられたんでしょ、カラワン県と一緒に。

○宮本 ステークホルダーはやっています。

○松本委員 ちなみにガイドライン用語が変わっていなければ、現地ステークホルダーと

いうのは定義がされているので、現地政府ではだめです。県の政府ではだめ。

○石田委員 現地の定義はどこかにありましたか。

○松本委員 ええ、ガイドラインの最初のほうにあるんです。12番ですね。定義のところの12番。

○山崎氏 ステークホルダーというのは、現地では、ガバメントとドナーも入ってステークホルダーと呼んでいるものですから、JICAの定義とは違います。なので、向こうはステークホルダー定義ということで、ちゃんとしてあります。

○松本委員 これはあくまでJICAのガイドラインに基づく助言委員会ですから、私を使う現地ステークホルダーは当然、ガイドライン上の現地ステークホルダー。また、この現地ステークホルダー協議というのはガイドラインに書かれている現地ステークホルダー協議を、完全に具体的に指している。

○山崎氏 私、国際航業の環境社会配慮を担当している山崎です。当初、第1回目の助言委員会の際もかなり資料をお出ししてご説明したんですけども、このステークホルダー協議というのをそのままやってしまうと、インドネシアの場合、松本先生からもお話があったとおり、地上げ屋が跋扈してしまっていて、すぐ来るんですね。地元の人たちがこういったことで非常に被害を受けています。組織的な地上げ屋が非常に多くて、こういった計画がひとたび発覚すると、地元の人たちが非常に大きい、精神的にも苦痛を得ているというニュースもありますし、事業が立ち行かなくなっているのは、スカルノハッタの拡張部分で非常に、今、当事者、航空総局の人たちが一番気にしている部分でもありますので、今のステークホルダーズミーティングというのをローカルに知らせるといのはあまり得策ではないなという、担当者としてはそういうふうに思います。

そういうふう実際に地元情報をおろすときには、測量をかけると同時に、カットオフデイトを持って、それで一斉にやり始めるのが一番いいことかなと思うんですけども、こうしてだらだらと、だらだらと言っては何ですけども、事前に情報をリークしますと、新たに流入してくる住民もいるでしょうし、地上げ屋も計画を建ててどんどん流入してくるといったことが考えられますので、今、このガイドラインにのっかってやったことによって、地域社会に対する負の影響というのはかなり大きいというふうに、個人的には予想します。

そのことを押してガイドラインという、このガイドラインを遵守していくということであれば、それは私、一担当者ですので、お任せします。

○松本委員 このことを議論しますか、ここで。

○作本主査 テーマがテーマだけに。

○石田委員 前回のスコーピング案に対する答申案の対応表ではどうなっていましたか。ステークホルダー協議。今、ちょっと開きましたが。

○山崎氏 地元の状況というのをよく把握するということでありましたので、社会調査を、答申を受けて実施してはいます。

○石田委員 社会調査を行うということ、私たちのほうが助言に含めたわけですね。地元の状況を把握してくださいと。現地ステークホルダー協議については、前回の委員会では、やるべしということにはならなかったわけですね。助言はしなかった。

○上田 ステークホルダー協議の実施を支援すること。

○石田委員 何番ですか。

○上田 16番。

○石田委員 やっぱステークホルダー協議をやってくださいと言っているんですね。今回それは、現地ステークホルダー、現地住民の意見などが候補地決定を含めて計画立案プロセスに反映されるよう、ステークホルダー協議の実施を支援することと、お願いはしていますね。

○山崎氏 航空当局には、そのように働きかけは、調査団のほうからはしておりますけれども、カウンターパートの判断で、やはり今ちょっと、そこまでは公開できないということでしたので、県レベルまでの情報提供ということにとどまっています。

○石田委員 だそうです。前回の事情は。

○松本委員 これはガイドラインつくるときからの議論で、外務省とも、何ととってもEIAの公開すら外務省は最初にノーと言っていたんですから。今おっしゃったような議論はもう10年間やっているわけで、今のような意見に対しては、片や出てくるのは、つまり立地を知っている人たちが利益を得るじゃないかという片方の意見もあるわけですね。混乱するのもよく言われることですが、もう一つ、一部のその立地を知っている人たちが、逆に法外な利益を得ることだってあり得るじゃないかという議論が、そこで起きるわけですね。おっしゃっていることはわかりますよ。わかりますけれども、そういう議論の中で、基本的にはやっぱり情報が開示され、ステークホルダー協議が行われたものを、日本としては支援をしていくという姿勢で、このガイドラインができていますから、それは基本的なそのラインで助言委員としては、私は助言をしていきます。

今おっしゃったようなことをもう一度助言委員会の全体会合に出されて、助言委員会の人たちの大部分が、やはりこれはよくないんじゃないかということになれば、また話は別ですけれども、今の段階で私は少なくとも、私はこれで全体会合に持っていったほうがいいと思います。

○作本主査 基本的には、ステークホルダー会議というのをやる立場で、先ほど松本さんがおっしゃったような賛否両論というのは、我々は何十年も議論してはいるんだけど、やはりそれでも開いた形でやっていくということには、考え方が経験を積んで固まってきておりますので、それはJICAのガイドラインの原則、柱でもありますし、崩せないと思います。

○松本委員 あと41番は、逆に何か話が細かいですが、やはり自分のやっていることのあれもあって、「世帯抽出のサンプリング方法を記述すること」というふうに書いていただけますか。やっぱりサンプリング調査って方法を書かないとどうしても。「世帯抽出のサンプリング方法を記述すること」。

○作本主査 よろしいですか、この文言で。

それでは、その他のほうに移りますが、石田さんのほうから。

○石田委員 その前に、この17番。先ほどの議論にあった現地ステークホルダー協議のことで、対応表を見ていただきましたが、17番で、「新空港への計画に対して強い賛同の意を県も示しており、住民と協議同意の上」と書いていますよ。「県の法定計画への随時反映を表明しています」と。「11月30日開催されたセミナー、翌日の第3回ステークホルダーミーティングにおいても、さらに詳細な位置をステークホルダーミーティング参加者に対し明示しました」と。現地、そういうことでやったんじゃないですか、皆さん。

○宮本 ステークホルダーは、協議はやっていました。そのときは、県の担当者まで。

○石田委員 17番、これ多分私とか他の、二宮さんかもしれませんが、17番の助言が「ステークホルダー協議の開催に当たっては、農業従事者代表だけでなく、農地を所有しない農家、季節労働者を含む貧困農家などの社会的弱者の参加を促進し、彼らを含む参加者全員が理解可能な図表と結果説明を用意すること」と。

それに関してDGCAは、「情報を非公開としてきましたが、カラワン県内新空港を検討中であることを、本年11月に開示に踏み切りました。また、11月30日に開催されたセミナー、翌日の第3回ステークホルダーミーティングにおいても、さらに詳細な位置をステークホルダーミーティング参加者に対し明示しました。カラワン県もステークホルダーミー

ティングの席上、新空港の計画に対して強い賛同の意を示しており、住民と協議同意の上、県の法定計画への随時反映を表明しています」と。住民という言葉が出てきますね。

○上田 この住民との協議というのは、次のステップの法定計画の中でやるということです。

○石田委員 随時反映をしたということではなくて、表明すると。そういうことですか。

○上田 はい。

○石田委員 わかりました。

じゃ、私ですね。42番は結構です。要りません。

43番どうでしょうかね。細かいことですけどね。

○日比委員 違和感がありますね。農地や何かあってもやるという。

○石田委員 ゴルフコースがあるから拡張できないというのはどういう意味なのかなとは思うんですね。しかも受益者はアッパークラスだし。だから、こうしましょう。「ハリム空港の拡張が困難であるという記述については再検討すること」と、それだけにとどめておきます。「再検討を行うこと」と。「ハリム空港の拡張が困難であるという記述については再検討を行うこと」。

44番は結構です。落としてください。

○松本委員 ゴルフコースが消えてしまいます。

○石田委員 ゴルフコースは入れておいたほうがいいですか。

○上田 消しますけれども。

○松本委員 でも、全体会でこれが出てきたときに、逆にみんなが違和感を。

○作本主査 違和感、この文章要らないじゃないかという。

○松本委員 何でだろう、と思うんです。結構、説明するのに。違和感も伝えておいたほうがいいかな。違和感が。記述について再検討すること。

○作本主査 そうすると、「困難」の前に入れておいていいんじゃないでしょうか。

○松本委員 困難である理由に、ゴルフコースのことを考えられていて、その記述については違和感があると。

○石田委員 「困難であるという理由の一つにゴルフコースの存在が示されているが」、違和感。「その点については再検討を行うこと」で、いいんじゃないでしょうかね。

○作本主査 その点では、記述のことじゃなくて、記述方法のほうがいいんじゃないですかね。記述だと文言だけの問題になってしまいますから。ゴルフコースがあるということ

だけで。

○松本委員 石田先生的には、これは住宅とかがあるから、困難であるという理由には納得するけれども、ゴルフ場がどうも気になるということですよ。

○石田委員 ゴルフ場は気になります。住宅は。

○作本主査 住宅はわかると。

○松本委員 これでいいんじゃないですかね。ちょっとあれかもしれないですが。つまり、理由全体をもう一度書き直せと言っているわけではなくて、ゴルフ場に違和感があるんですね。

○石田委員 ゴルフ場だけです。

○松本委員 なので、問題が何か。

○石田委員 ちょっとこれで置いておいていただいて、全体会合でまたご意見を聞きたいと思います。

○作本主査 ありがとうございます。ちょっと時間もあと10分ということで差し迫ってきましたけれども、もう一回頭のほうから戻るとして、ちょっとその前に私のこの2番、さっきペンディングさせてもらったんですが、ここはLCCのテーマだけなんです。low-cost carrierだけの主題で言っていると。例えばここに事故、安全の問題とか事故防止とか、そういうことを入れると、全然新しいものになってしまうんですかね。

○松本委員 これ、空港の設備上の安全性というのがちょっとありますね。項目として。

○作本主査 これはもう、他で検討されているので。

○上田 もちろん、それはもう当たり前のように計画の中に入っているんですけども。

○宮本 航空機の安全指導という意味では、今回、運輸省の中でも空港部というところがメインで、別に安全部的なところがございまして、そこには……

○作本主査 安全面として、周辺での航行の安全ですよ。

○宮本 そうですね。

○上田 別の部局があって、そこが担当しています。

○作本主査 担当と違うんですね。さっきのお話でね。わかりました。じゃ、これは安全のところ、部門が違うということで、とるということにさせてください。

代替案のところからで、全体に係るところは、全体事項というのは今回なくなってしまうんですけども、こういう形もあってよろしいんですよ。全体はないけれども、個別項目だけ。じゃ、すみません。それでは、1-1は先ほど、これ、とるということに。

○平 残すもの、取るもの、再確認させていただいて。

○作本主査 再確認しながらいきますか。さっき1はとるということで話しました。2番目もとるということで。

○平 3番は残します。

○石田委員 ただ、ちょっと順番に見せていただけますか。

○平 そうですね、すみません。2番は落とす。3番は残します。4番は落とします。5番、6番は落とします。7番は残します。8番、9番は落とします。10番は残します。11番は落とします。12番、13番は残します。14番も残します。15番は落とします。16番も落とします。17番と18番は残します。19番は落とします。20番は残します。21番も残します。続けて、22番、23番、24番、25番、これは残します。26は落とします。27、28は残します。29は落とします。30番は残します。これは残すことになっていますよね。

○石田委員 レーティングって、影響評価の段階のところで、スコーピングのことですよ、30番ね。A+やB+の話なんで。

以前、評価委員会の中で評価という言葉を使ったら、評定ではないかという意見があって、僕もそれ以降は評定に統一しているんです。私は評定という言葉を使っているんですが、こちらはレーティングを使っている。だから、そろえたほうがいいのか、それともそろえなくていいのか、いかがでしょうか。

○作本主査 用語は統一しておいたほうがいいですね。よく用語の不統一があるから。

○平 上も、じゃ、27番も評定とします。

○松本委員 皆さんの中に、これはレーティングだという。

○石田委員 アセスに詳しい方から指摘があったんです。評価ではなく、評定だろうと。

調査団の方々もよろしいですか、評定で。おわかりになられますよね。

○平 そうしましたら、30番は残す。31番は残す。32は落とします。33は残します。34番も残します。35は落とします。36は残します。37、38、39は落とします。40番は残します。41も残します。42は落として、43を残して、44は落とします。以上でよろしいですか。

○作本主査 時間もあと5分になってしまいましたけれども、議論の足りない、落としているところとか、あるいはつけ加えたいところがあれば。

○松本委員 もう時間過ぎています。

○作本主査 そうですか、ごめんなさい。私の運びが悪くて申しわけありません。おわびします。

これでよろしいですか。あとは、文案は我々のほうで。

○石田委員　あとは日程確認。

○作本主査　日程。じゃ、そちらでお願いします。

○青木　もちろん必要な場合は延長することもできます。

長い間、本当にありがとうございました。スケジュールとしましては、冒頭申し上げましたとおり、2月6日月曜日の全体会合での確定を目指しております。従いまして、事前に配付させていただくことを考えますと、2月3日金曜日の午前中をめどに、主査の作本委員から私ども事務局にお送りいただくという整理で考えています。こちら、今、ちょっと相談をしたんですけれども、今日じゅうには、この第1案を4名の皆様に送らせていただきますので、火、水、木、金の前半ぐらいで、短時間ではありますけれども、作業を進めていただければと思います。今日、大体まとめましたので、その入り繰りですとか、若干文言修正して、とかというところをぜひお願いいたします

○松本委員　24項目。

○作本主査　先ほど2月5日と言いましたが、6日ですよ、全体会。6日の全体会ですよ。では、すみませんが、6日は、私は遅れて来ます。

どうも、時間、本当に申しわけありません。終わりにします。

午後5時29分　閉会